

令和元年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日(9月30日)	
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
所信表明	7
議案第27号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条 例	8
議案第28号 与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例 ..	10
議案第29号 与論町税条例等の一部を改正する条例	11
議案第30号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部 を改正する条例	12
議案第31号 与論町使用料条例の一部を改正する条例	14
議案第32号 与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例	15
議案第33号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 ..	16
議案第34号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	17
議案第35号 与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	18
議案第36号 与論町漁港管理条例の一部を改正する条例	19
議案第37号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例	20
議案第38号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例	21
議案第39号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	22
議案第40号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例	23
議案第41号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	24

議案第 4 2 号	与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 4 3 号	結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 4 4 号	与論町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	28
議案第 4 5 号	与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例	29
議案第 4 6 号	与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例	30
議案第 4 7 号	令和元年度与論町一般会計補正予算（第 3 号）	31
議案第 4 8 号	令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	39
議案第 4 9 号	令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	42
議案第 5 0 号	令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	43
議案第 5 1 号	平成 3 0 年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	44
同意第 2 号	与論町副町長の選任について	46
認定第 1 号	平成 3 0 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	47
認定第 2 号	平成 3 0 年度与論町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	47
認定第 3 号	平成 3 0 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	47
認定第 4 号	平成 3 0 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	47
認定第 5 号	平成 3 0 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	47
認定第 6 号	平成 3 0 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	48
認定第 7 号	平成 3 0 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	48
特別委員会設置及び委員の選任について		51
散 会		52

第 2 日（10 月 7 日）

一般質問	56
遠山勝也君	56
川村武俊君	61
高田豊繁君	69

町 俊策君	82
野口靖夫君	85
林 敏治君	92
林 隆壽君	100
散 会	111

第3日（10月9日）

議案第30号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部 を改正する条例（総務厚生文教常任委員長報告）	117
議案第52号 与論町庁舎建設事業変更契約の締結について	118
認定第1号 平成30年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	119
認定第2号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳 出決算認定について	119
認定第3号 平成30年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について ..	119
認定第4号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について	119
認定第5号 平成30年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	119
認定第6号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	119
認定第7号 平成30年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	119
陳情第11号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について （総務厚生文教常任委員長報告）	124
発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について （高田豊繁議員ほか2人提出）	125
所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）	126
特別委員会設置及び委員の選任について	131
議員派遣の件	132
閉会中の継続審査・調査について	132
閉 会	133

令和元年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9 月 30 日	月	会議(開会、所信表明、議案審議) (平成30年度事業実施箇所調査) 常任委員会
10 月 1 日	火	決算審査特別委員会
10 月 2 日	水	決算審査特別委員会 常任委員会
10 月 3 日	木	
10 月 4 日	金	
10 月 5 日	土	
10 月 6 日	日	
10 月 7 日	月	本会議(一般質問) 全員協議会
10 月 8 日	火	予備日(議事整理日)
10 月 9 日	水	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和元年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

令和元年 9 月 3 0 日

令和元年第 3 回与論町議会定例会会議録
令和元年 9 月 3 0 日（月曜日）午前 9 時 0 0 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 所信表明

第 5 議案第 2 7 号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する
条例

第 6 議案第 2 8 号 与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条
例

第 7 議案第 2 9 号 与論町税条例等の一部を改正する条例

第 8 議案第 3 0 号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一
部を改正する条例

第 9 議案第 3 1 号 与論町使用料条例の一部を改正する条例

第10 議案第 3 2 号 与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

第11 議案第 3 3 号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条
例

第12 議案第 3 4 号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

第13 議案第 3 5 号 与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第14 議案第 3 6 号 与論町漁港管理条例の一部を改正する条例

第15 議案第 3 7 号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

第16 議案第 3 8 号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

第17 議案第 3 9 号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

第18 議案第 4 0 号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

第19 議案第 4 1 号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

第20 議案第 4 2 号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例

- 第21 議案第43号 結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第44号 与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第45号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第46号 与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第47号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第48号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第49号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第50号 令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第51号 平成30年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第30 同意第2号 与論町副町長の選任について
- 第31 認定第1号 平成30年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第2号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 認定第3号 平成30年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第34 認定第4号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第35 認定第5号 平成30年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第36 認定第6号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第37 認定第7号 平成30年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第38 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 遠山勝也君 | 2番 沖野一雄君 |
| 3番 川村武俊君 | 4番 林敏治君 |
| 5番 高田豊繁君 | 6番 町俊策君 |
| 7番 大田英勝君 | 8番 野口靖夫君 |

9 番 林 隆 壽 君

10 番 福 地 元一郎 君

3 欠席議員（0 人）

欠員（0 人）

4 地方自治法第 121 条による出席者（18 人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与志一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	那間こども園長 田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、令和元年第3回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番川村武俊君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月9日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月9日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては印刷して配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成30年度与論町健全化判断比率の報告、平成30年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、また、町監査委員から令和元年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議

会だより第132号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 所信表明

○議長（福地元一郎君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から所信表明の申し出がありました。これを許します。

町長、山元宗君。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、所信の表明をいたします。

このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の負託を受け、引き続き町政を任されることになりました。

これも町民の皆様が、これまでの町政に対し深い御理解をいただくとともに、今後の町政に対して信頼並びに期待を寄せていただいていることの証であると深く認識し、責任の重大さを痛感しているところです。

ここに、令和元年第3回与論町議会定例会の開催にあたり、私の所信を申し上げ皆様の御指導、御協力をお願いする次第です。

「町民の英知を結集！！ユンヌに生まれ、ユンヌで暮らす喜びを感じることできる町づくり」を基本理念として、町民の皆様の御協力を得ながら職員と一丸となり、誠心誠意、全力投球で職務を全うする所存です。

特に、ユンヌの発展を願い、御尽力いただいている議会議員の皆様方の御指導、御協力なくしては、基本理念を達成することができません。

議決機関・執行機関とお互い異なる立場ではありますが、「ユンヌの発展のため」という熱い思いは同じです。今後とも格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、「人口減少対策」「福祉施策の充実」「産業の振興」「人材育成」「災害に強い町づくり」を今期の政策の柱として掲げます。

1つ目の「人口減少対策」では、島外出産助成を初めとする子育て支援の継続・I・Uターン者の雇用対策と町営住宅建設等による若者の定住支援に努めてまいります。

2つ目の「福祉施策の充実」では、命を守る医療の充実、健康を守る介護と福祉の充実を図るとともに、障害をもつ人や高齢者の生きがいに努めてまいります。

す。

3つ目の「産業の振興」では、農地整備や堆肥センターの活用等による農業の振興、優良素牛導入等による畜産振興、養殖漁業の研究、魚介類の加工や流通体制の改善による水産業の振興、国立公園や世界自然遺産登録を見据えた島伝い観光の振興など各種産業の振興に努めます。

4つ目の「人材育成」では、情報教育、英語教育、豊かな自然環境と誠の精神風土に誇りを持ち、それを生かした郷土教育を推進するとともに、ふるさと留学制度の推進など島を興すことができる、次世代を担う青少年の人材育成に努めてまいります。

5つ目の「災害に強い町づくり」では、庁舎建設とあわせ、緊急避難所としての機能を持つ駐車場並びに取り付け道路の整備、ウプインジュの冠水対策や防災無線の整備、あわせて防潮対策としてハキビナ海岸・前浜海岸、そして麦屋漁港などの整備を進めてまいります。また空港のエプロン等の整備や抜港対策としての港湾整備を推進してまいります。

その他、し尿処理場の建設や給食センターの建設、こども園の統廃合問題等町民の御意見を取り入れながら、町民総参加のもと、町民のための政策を1つずつ実践・実現していく所存です。

何卒、議会議員の皆様を初め、町民の皆様の御理解と御指導、御協力をお願い申し上げます、所信の表明といたします。

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） これで所信表明は終わりました。

—————○—————

日程第5 議案第27号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第27号「与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第27号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員が創設されたため条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3 番。

○3 番（川村武俊君） 内容的には大体分かるのですが、まずこういったのを実行するためには、予算が必要になってくると思います。ですから、この予算というのは国から確保できるのでしょうか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この件につきましては、現在、国のほうでも検討中ということで聞いています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 各自治体でもいろいろこの予算については問題になっていて、国はなかなか財源を出さないというような話が聞こえるのですが、確実に出るのですか、どうですか。制度だけつくってから予算が出ないと言ったら大変なことになると思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今検討中ということでの回答ですが、やはりこういう依存財源とかで賄っている自治体としては、やはり財源は重要だと思いますので、私たちからもまたその要請といいますか、それをまた続けてやってまいりたいというふうに考えています。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 27 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第６ 議案第２８号 与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する
条例**

○議長（福地元一郎君） 日程第６、議案第２８号「与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２８号、与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、地方自治法第４条第１項第２号の規定に基づき、役場庁舎の位置を変更するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２８号、与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。この場合、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は10人であり、その3分の2は7人です。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） ただいまの起立者は、3分の2以上に達しました。

したがって、議案第28号、与論町役場の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第29号 与論町税条例等の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第29号「与論町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第29号、与論町税条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量税与論町税施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）は同年10月1日）から施行されることとなりました。

これに伴い、所要の改正、既定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと細かいところですが、表記の方法といいますか確認をしたいと思います。添付資料の一番最後から2枚目のところの裏側のほうですが、6／7とページが打たれている改正後のところですか。改正後の説明の中で下から5行目ぐらいですかね、附則の施行期日第1条の（6）の一番後ろに「平成32年4

月１日」とありますが、これは令和２年のことですが、改正前はそのままでいいと思うのですが、改正後のところは「令和」と変えたほうがよろしいのではないのでしょうか。「令和」という言葉も使いながら、ほかのところでは使っているのですが、ここだけ平成３２年となっているように見えるのですが、その説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） おっしゃるとおり、「令和」に改正したいと思います。

○２番（沖野一雄君） はい。了解しました。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号、与論町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号、与論町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第３０号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第８、議案第３０号「与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第３０号については、総務厚生文教常任委員会に付託しますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第30号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

固定資産税の減免対象非木造新築住宅の取得期間が平成31年1月1日で終了したことに伴い、平成31年1月2日から引き続き減免期間を当分の間延長することにより、台風被害を最小限にとどめ、定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的とするため、条例を一部改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 今説明を受けましたが、これも添付資料の2枚目と3枚目なのですが、この条例改正の適用年月日、例えば一番最後のページでは、「この条例は、公布の日から施行し、平成31年1月2日から適用する」というところなのですが、平成31年1月2日から適用するのであれば、その前の議会で上程すべき議案ということになるのではないですか。ここはどうなっているのですか。説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） この条例が、そもそも平成24年10月1日から平成31年1月1日までの間が対象住宅となっておりますが、先般高田議員の質問がありましたが、それで今回議会に出すということで、平成31年1月1日までが1期間でしたので、それを1月2日まで遡求して1月2日以降取得されたものについて対象に入れるということにして、今回の議会に出させていただきました。固定資産税に関しましては、来年度からの対象になります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 町長の説明の中にも、その減免措置というのが結局平成31年1月1日で切れるということで、さらに延長するということが1月2日から適用するのだという条例の改正ですね。であれば、それがはっきりしている1月2日以前のところで議会にかけろべきではないですかということを申し上げているのですが。これはこれで遡って適用できるのですか、法律的に。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） できると思います。ほかの税に関しても遡求して適用し

たりしますので、今回の場合も遡求してできると思います。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 昨今のこの地球温暖化の影響がございまして、非常に台風が本土でも御覧の御案内のとおりですが、やはり大型化していますよね。こういう中で私どもも、今の木造ではやはり本当に心細くて心配しながら暮らしてきているわけですが、やはり与論でもこのようなニーズは非常に高まってきています。そういうことでこの案に関しては委員会付託を要望したのですが、そのいつまでのタイムスパンかとかですね、それから何平米が適用になるか、そこら辺を委員会で関係所管をお呼びして協議したいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） はい、分かりました。一応地方税法では、来年の3月31日で消えることになっていますが、今のところ延長についてまだ改正が上がっていませんので、それが出た段階でまた今後検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第9 議案第31号 与論町使用料条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第31号「与論町使用料条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第31号、与論町使用料条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法改正による消費税及び地方消費税が本年10月1日より8%から10%に引き上げられることと、句点の追加による文言の整理をするために条例を一部改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３１号、与論町使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号、与論町使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第３２号 与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１０、議案第３２号「与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３２号、与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法改正による消費税及び地方消費税が本年１０月１日より８％から１０％に引き上げられることに対応するために条例の一部改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３２号、与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、与論町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第３３号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１１、議案第３３号「与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３３号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第２７号）の施行に伴い、法令の規定に基づき、償還金の支払猶予、償還免除の対象拡大、償還免除の特例、市町村の合議制の機関の設置等について、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成３年条例第２１号）の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３３号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第３４号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１２、議案第３４号「与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３４号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成事務技術的助言等において、本条例の一部の字句を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく字句とするよう指導を受けたことから、条例を一部改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３４号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３　議案第３５号　与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第１３、議案第３５号「与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山　元宗君）　議案第３５号、与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和元年１０月１日より消費税が８％から１０％に変更されることから、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３５号、与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号、与論町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第３６号 与論町漁港管理条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１４、議案第３６号「与論町漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３６号、与論町漁港管理条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和元年１０月１日より消費税が８％から１０％に変更されることから本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３６号、与論町漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、与論町漁港管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第１５ 議案第３７号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１５、議案第３７号「与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３７号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年１０月１日から引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３７号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第３８号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１６、議案第３８号「与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３８号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年１０月１日から引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

３番。

○3番（川村武俊君） 改正前と改正後で消費税部分に対しての改正ということなのですが、改正後に、この「540」から「500」に、「1,080」を「1,000」に。これはどういうことですか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） 改正前は、表の中に消費税を入れて記載していたのですが、改正後は上の9条の文章の中に消費税を入れて、下の表から消費税分を除いた金額にしています。

○3番（川村武俊君） はい。わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第39号 与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第17、議案第39号「与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 39 号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年 10 月 1 日から引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 39 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、与論町総合運動場夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 18 議案第 40 号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第 18、議案第 40 号「与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４０号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年１０月１日から引き上げられることと、天然芝グラウンドの整備が進み供用開始されることから本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４０号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 議案第４１号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１９、議案第４１号「与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４１号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年１０月１日から引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４１号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２０ 議案第４２号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第２０、議案第４２号「与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４２号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年１０月１日から引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４２号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 ９時５９分

再開 午前１０時０８分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第 2 1 議案第 4 3 号 結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 1、議案第 4 3 号「結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 4 3 号、結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年 10 月 1 日から引き上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 4 3 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 3 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 3 号、結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 3 号、結団公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第２２ 議案第４４号 与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第２２、議案第４４号「与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４４号、与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が本年１０月１日から引き上げられることと、文言の追加整理をするために本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４４号、与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第45号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第23、議案第45号「与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第45号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和元年10月1日から消費税が増税となることに伴い、水道料金を改定しようとするものです。

また、水道法の改正による指定給水工事事業者制度への更新制の導入に伴い、給水装置工事事業者登録更新手数料を新設しようとするものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと勉強不足で分かりませんので、説明を求めたいと思います。この新しく設置された給水装置工事事業者登録更新手数料、金額は1万2000円ということで、この金額もちちゃんと根拠があるのでしょうか、この1万2000円という金額の根拠の説明と、更新手数料となっているわけですが、登録手数料というのはもう例えば各民間の方が登録を既に済ませてあって、それを更新する場合という意味なのですか。あえて、例えばその従来ある給水装置工事主任技術者登録手数料となっているわけですが、こっちは更新という言葉がないのですよね。その更新の場合だけお金がかかりますよという意味、そのあたりの説明もまた2点目をお願いします。

もう1つは、その新規の更新手数料というのは、年間大体何件ぐらい上がってくるのか。そのあたりのことと、特別な理由があると認めた申込者からは、その手数料を取らないことができると管理者が認めた場合、そういった特別な理由というのは、例えば町から委託を受けた場合とかそういうことなののでしょうか、そのあたりも分かりやすく説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

給水装置工事店の新規登録というのが1万2000円今までかかっておりました。これは1回登録すると、今まではずっと更新はしなくて済んだのですが、今回水道法の改正で5年後との更新ということになりまして、新規登録手数料と同額の1万2000円を更新手数料としているところです。

あとの手数料関係に関しても、書いてあるとおりですが、その特別な場合というのは特段今のところは想定してございませんので。

○2番（沖野一雄君） 分かりました。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第24 議案第46号 与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第24、議案第46号「与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４６号、与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和元年１０月１日から消費税が増税となることに伴い、農業集落排水処理施設使用料を改定しようとするものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４６号、与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号、与論町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２５ 議案第４７号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第３号）

○議長（福地元一郎君） 日程第２５、議案第４７号「令和元年度与論町一般会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第47号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税2億9015万5000円、民生費国庫負担金495万2000円、総務費県補助金417万5000円などを追加し、財政調整基金繰入金1億83万1000円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、電算管理費1016万6000円、リーディングプロジェクト推進事業659万6000円、個人番号カード利用環境整備事業費100万1000円、公民館費850万円などを追加計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億8021万1000円を追加し、一般会計予算総額54億4893万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番。

○4番（林 敏治君） 26ページのリーディングプロジェクト推進事業についてなのですが、このよろんスポーツ交流活性化事業そしてウェルネスプログラム商品開発事業というのがありますが、この具体的な内容の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの質問について説明したいと思います。

よろんスポーツ交流活性化事業につきましては、本町のヨロンマラソンの大会前後に、それぞれ4日間を期間としまして、ヨロンマラソンの準備・片付けのボランティア体験モニターを実施しまして、地域のボランティアの負担軽減や地域住民の方との交流促進や大会のサービスの資質向上を目指して、ヨロンマラソンを活用した新規の旅行客のボランティア体験を目的として計画しています。

ウェルネスプログラムにつきましては、与論町の恵まれた自然環境と島民のやさしさを活用した人的交流により、旅行客に対しまして癒しと健康を提供する体験プログラム、商品造成を実施、ガイドの人材育成及び受け入れ態勢を構築する事業です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 3点ほどお聞きいたします。

まず総務企画課長。14ページの、地方創生関連事業費ということで、与論町観光まちづくり組織立ち上り支援事業委託というのがあるのですが、これが250万円軽減されていますね。当初は2000万円計上している。これの減額の理由を詳

しくお聞きしたいのですが、説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。この与論町観光まちづくり組織立ち上り支援事業委託につきましては、従来やってきましたDMOの設立ということでの予算です。この予算を策定するときには、2000万円ということで要求してございましたが、事業費が減額した関係で不用となってしまいました、その変更に伴います減額です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私が一番ここでお聞きしたいのは、このDMOが今どうなっているのかというのが、まず1点。そしてそのDMOの活動が今どこまでいっているのか、それが2点。果たして今現在、今後このDMOが立ち上がりそうかどうかというこの総務企画課長としての考え方をお聞きしたいです。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） DMOに関しましては、地方創生が計画されて3年ぐらいですかね、いろいろな地域の方々、団体の方々と議論をしてやってきて、昨年現ヨロン島観光協会を法人化するというので、今では決議されたのですが、その人材の面とか収入源の問題とかいろいろありまして、現在ちょっと進んでいない状況ではございますが、本年度後半においていろいろな協会に対して委託をしながら、またどういうふうに進めていくかというのを検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） この件に関して課長、これは確かに観光振興のためにも必要なことだと思います。だけど今観光協会の役員を非難しているのではなくして、本当にこのDMOを立ち上げることによって、我が島の観光振興につながるのかどうかということが一番そこにかかってくると思うのです。そうやってきた場合には、観光協会の役員とやはり担当者である総務企画課長が、本当に協議を開いてしっかりとした理念に基づいて行動しないと、ましてやこれは一般財源で組まれている予算ですので、国県補助金があるからいいやということではなくして、この与論町の血税を結集してこの組織をつくって振興していこうということの表れですので、そこら辺はもうちょっとしっかり詰めていただいたほうがいいのではないかと思います。

その下の目の19、地域おこし協力隊活動事業費というのがあります。それに対する活動事業費ということで大した金額ではないのですが組まれています。この地域おこし協力隊というのは非常に重要な仕事だそうですね、今奄美群島の中でも宇

検村は、これはマスコミでも取り上げられて、地域おこし協力隊のおかげで特産品開発に非常に邁進しておられるということがテレビ等で報道されているのです。そこで私が申し上げたいことは、これは一般質問でも質問するのだが、もう一度お聞きしたいことはこの地域おこし協力隊をどのように活用していくか、協力していただくか、やる気を持たせるかというそこが一番重要ではないかと思います。せっかく来られているわけだから。私はそこに重点を置くべきだと思うのです。だから、我々が観光振興、観光振興と言って観光振興をすると、いろいろな事業を展開しているのですが、その中でどうしても与論島に来られたお客様が、特産品がない、非常にそういうことを言われています。これが1つ。もう1つは、ふるさと納税の返礼品を差し上げるときに、何を送ればいいのかということで非常に悩んでいるのです。ですから、私は、この特産品開発においては、これは総務企画課長だけで考えないで産業振興課、商工観光課、横なら横にあらゆる角度から検討して、これを考えでいかなければならない時期に来ているのではないかと。せっかくいい制度があるわけだから、このふるさと納税というものをいかに増やしていくか。それによってその返礼品をお送りしたい。喜んでいただいて与論の地場産業を活性化させる。そういう考えでやっていかなければいけないと思うのです、だからひとつそれに関しては総務企画課長、その地域おこし協力隊あるいはその活性化に対することについては、今現在、今後どうしていかれるのか。ひとつそこら辺をお聞きしてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 地域おこし協力隊を与論町で導入したのが4年前、3年ちょっと前なのですが、そのときも特産品の問題ふるさと納税の問題、こういったことに特に力を入れてもらいたいということでお願いし、3年間の地域おこし協力隊、昨年度で終了したのですが、やはり特産品についてはなかなか難しい側面もあって、これといった全国にPRできるようなこともまだまだという感じではあるのですが、やはり他の地域に負けない与論町はこれだというような特産品をやはりどうしてもまた、いろいろな産業振興課、商工観光課ともまた協議しながらどういったものができるかというのをこの地域おこし協力隊をお願いしながら、また重点的に取り組んでまいりたいと思います。

それから、ふるさと納税につきましても、今いろいろ返礼品に関わっていただく事業所とかにもいろいろ回ってお願いしていますので、またこれも引き続き積極的に進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に、25ページについてお聞きします。商工観光課長、あ

あなたは商工観光課長になられてまだ浅いですが、普段私が見ていて非常に情熱のある男だと私は思っています。だからあなたのそのやる気を、その情熱を、いかに生かすかによって、我が町の観光は伸びる伸びないにかかってくるわけなのです。私はそう思っているのです。だからあなたは、名前は、私は野口靖夫ですが、あなたは靖志となっている。また未来性があると私はにらんでいますので、ぜひお聞きしてみたいと思います。

この25ページの特産品販売促進事業補助金というのがありますね、そこでこれも金額的には非常に少ないのですが、この特産品を販売促進するということは非常にいいことなのです。悪いことだと言いません。このただ先ほども総務企画課長と議論しましたように、特産品をこれは販売しなければ利益はできないわけですので、そこで販売促進ということを考えておられるようですが、特産品が少なければ意味がないわけですよ。だからあなたは担当でもあるのです。この特産品開発の担当者でもあるわけ、いわゆる販売先に対してあなたが一生懸命いかにリードしていくかリーダーシップをとっていくかということにかかってくるわけなのですが、どうかひとつ先ほども申し上げたように、今総務企画課長はやる気があるということを書いておられましたから、産業振興課の山下課長もやる気はある男ですので、このお互いに連携し合いながら我が島の特産品をどのようにして開発していくか、それをちょっと考えていただけませんか。私の考え方どう思いますか。どうですか、商工観光課長。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ありがとうございます。おっしゃるとおりです。産業振興課とまた総務企画課と一緒に協力して頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ありがとう。「靖」という字はね、靖国神社の靖だよ。（シマムチイウムチクニムチ）だからね、ぜひひとつ我が町の観光振興のために（シマ）をもっといただきたい。それをお願いして終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。7番。

○7番（大田英勝君） 33ページに、与論城跡測量調査業務委託が400万円余り減額となっていますが、このことについての説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。この予算は当初2月に組み、申請した予算なのですが、当初4社、5社から見積もりを取りましてその平均値で文化庁に申請したのですが、4月には決定しましてそのときに200万円ほど

減額で決定していたんですが、そのあと入札をしましたところ、業者の入札でここまで落ちて、余った分は減額しようということで減額させていただきました。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 33 ページ目の7 公民館費に、中央公民館の駐車場現状復帰工事費が計上されていますが、この後また代替の駐車場等は計画予定があるのかどうか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） 当初、今年の年末には新庁舎の下のように駐車場ができる予定で考えていたものですから、ちょっと今進捗状況がずれているみたいなのですが、今のところ残念ながら、上に駐車場ができない場合は代替地を考えられておりませんので、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） ぜひまた近くに何とか確保できるように頑張っていただきたいと思います。

それと文化財保護費の十五夜踊り衣装の購入用補助金が計上されているのですが、新たな加入予定者等があったのかどうか。あればよかったと思うのですが。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） すみません、期待に添えないのですが、今いらっしゃる方の衣装が古くなったということでその買い替えといいますか、その費用です。

○7 番（大田英勝君） はい、分かりました。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 27 ページの土木費の町単独工事費、町道兼母2 号線舗装工事390 万円の減額になっていますが、工事をやめるわけではないですよね。ちょっとお聞きします。この390 万円の減の理由を。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。今現在町道兼母2 号線の改良舗装工事を行ってきているわけですが、本年度の計上費を1100 万円ほど計上してございましたが、県の起債申請の関係で規制の枠組みがありまして、市町村全体が起債を減額してほしいということがあったため、その分の390 万円を減額しています。今年度につきましては188 メートル前年度路床を改良してございますが、今年度につきましては下層上層を引いて、あとプライムコートを引きまして来年度の工事で舗装を一気に終わらせたいというふうに計画していますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 1番（遠山勝也君） 分かりました。
- 議長（福地元一郎君） ほかに質疑ありませんか。9番。
- 9番（林 隆壽君） 28ページの消防施設費の中の防災センター自家発電機整備保安管理業務委託で2,000円というのがあります。あまりにも低いのですが、これはどういうことでしょうか。内容を教えてください。
- 議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。
- 総務企画課長（沖島範幸君） これは、消費税のアップ分を計上しています。
- 議長（福地元一郎君） 9番。
- 9番（林 隆壽君） 消費税の追加ということですね。分かりました、以上です。
- 議長（福地元一郎君） 5番。
- 5番（高田豊繁君） 15ページ、総務企画課のふるさと納税推進費の委託料、このふるさと納税業務委託費が379万7000円計上されていますが、この内容の説明いただけますか。
- 議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。
- 総務企画課長（沖島範幸君） ふるさと納税につきましては、今インターネット等でしたりJTBさんに委託しながらいろいろ運営しているわけですが、今回そういった返礼品とか委託費のふるさと納税ということで、またその負担も大きくなる関係で増額になってきています。
- 議長（福地元一郎君） 5番。
- 5番（高田豊繁君） 私どもはこの前国頭村まで行ってきたのですが、このポータルサイトですね。例えば「ふるさとチョイス」とか「さとふる」とかあるでしょう。そういうものを利用してJTBも含めてですが、やはりそれ相当の成果を上げているわけです。そういう意味で私は聞くのですが、こういったそのポータルサイトをやはり積極的に活用して、初めて6000万円、7000万円、8000万円、1億円までいくような例が多々あるわけですが、そこに乗りかかったのかなと思って、僕はそこをまた聞くわけですが。総務企画課長が大分頑張って増額をしているのは目に見えているのですが、さらにまたステップアップする必要があると思っていて、こういった特産品のメニューの増やし方もさることながら、このポータルサイト等を有効に利活用することが、郡内でもトップに躍り出られるような実績が出るのではないかなと思って期待しているのですが、そういうのはないですか。
- 議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。
- 総務企画課長（沖島範幸君） ふるさとチョイスとかそういったネットに掲載したのは約2年ぐらい前からこのこういった活用はしてきまして、かなりその影響もありまして伸びてきてはいますが、やはり特に特産品によって影響されるというか、寄

附行為に対しては特産品が強くないとやはり伸びないというのも、いろいろやってきて状況も分かってきましたので、先ほど町議員からもありましたが、やはりこの全国的にも強い特産品をつくるのが、またこのふるさと納税につながってくると思います。私も１億円ということではおっしゃっていましたが、できるだけ努力して頑張るふるさと納税についても、増やしたいと思いますので、頑張るまいります。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） ５番。

○５番（高田豊繁君） 力強い御答弁をいただきましてありがとうございます。これ以上言うと一般質問になりますので、これはこれで質問終わります。

その次、２３ページの畜産振興費の畜産業強化支援補助事業補助金、これを課長から説明してもらえますか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。この事業はアースジェネスター購入補助です。有機土壌微生物の混合飼料ですが、特徴といたしましては、悪臭の発生を抑えて畜産の公害を防止できるものと、堆肥を促進するので完熟堆肥ができるということと、家畜の腸内細菌のバランスを良好に保って健康維持や生産性の向上に役立つということで、町内の畜産農家へ２分の１の補助を助成したいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） ５番。

○５番（高田豊繁君） ということは、この畜産飼料を管理してあげて、これでもって臭いとか腸内環境の改善によって、その排出されるし尿類の環境浄化に対策を図りたいということなのですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。おっしゃるとおりです。以上です。

○議長（福地元一郎君） ５番。

○５番（高田豊繁君） 大変いい傾向だと思いますが、これは十分に実績ですね、家畜でやはり利活用しているその実績等を十分に確認しながらされたほうがいいと思うことと、し尿も大分こういった形で今後対策ができるように検討していくように希望してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） はい、頑張るまいります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。７番。

○７番（大田英勝君） 山下課長にちょっとだけ。２４と２５ページでまたがっている

のですが、那間南地区が畑地帯総合整備事業と農地耕作条件改善事業と2つの事業が入っているみたいなのですが、この事業の違いはどのような違いがあるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えします。農地耕作条件改善事業については、主に農道の改良舗装になります。もう一つは区画整備とそれから畑かん整備が主な事業になっています。以上です。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第48号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第26、議案第48号「令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第48号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国庫補助金社会保障・税番号システム整備費補助金22万円、一般会計繰入金90万6000円を増額し、国民健康保険税317万1000円を減額計上しています。

歳出の主なものとしまして、保険給付費出産育児一時金336万円を増額計上し、総務費101万7000円、保健事業費238万8000円、諸支出金105万円、前年度繰上充用金90万円などを減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 端的な質問です。税務課長にお聞きしたいのですが、この予算書を見ますと減額されていますね。そして出産育児費は増額されています。そこでこの2つについてお聞きしてみたいと思います。減額の主な理由、そして今税務課長は、この保険税の今後の推移をどう見ておられるのか。この保険税が伸びるのか伸びないのか、あるいはまたどのようなふうになったほうがいいのか、その保険財政のね。いやそこはちょっと難しいな、それはまあいい。とにかくその理由、理由をまずお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） すみません、今回の補正予算の主な原因は、国民健康保険の被保険者数の減ということと、もう一つは、今年の所得額が昨年度よりも少なくなった関係でこのように減額になっています。所得額の減額につきましては、まだ申告でいろいろ農業関係と免税の牛関係で、何件か今漏れがあつて今その申告をお願いしてやっているの、今の段階で反映されて減額で計上しています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ちょっと私は耳が遠くて聞きにくいのだが、課長、私がお聞きしたいのは、その国民健康保険税というのは町民の所得によって変動するものですね。当初は、予想でこの保険税の額を設定されるわけですが。今現在9月になって、3月に設定したものが9月になってこれだけ減額されるということは、その推移がいいのか悪いのか、町民所得が非常に悪くなってきているのかどうか、ここをまず知りたい。だから、今後課長はこの所得の方向性をどうにらんでおられるのかどう

見ておられるのか、いく可能性をどうなっているのかということ、まずこれは推測ですからね、推測をされるのかということ、まずお聞きしたいということなのです。だから、そこを心配するのです。そこを心配するからこそあえて質問するわけです。どうぞ。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 今年度の住民税関係は、3月15日までの町民税申告と所得税の確定申告とかありまして、結局5月中にそれが所得の確定をいたしまして、今回の9月補正にそれが上がってくるのですが、所得としては多分半関係とかは伸びています。それで国保税は普通の免税所得は計算されますので、本来は税額が上がると思うのですが、この中で何件か申告の漏れがござまして、その関係でこの申告漏れの方に税務課から通知を出していただいているところなのですが、あとは国保の保険者数も今減少方向にいつているので、その関係もあつて減額になっているところですよ。

国保税の今後どうなるかというのは、所得額は上がっているようなので上がりますけれども、結局は給付費とかそういうものが増えてきますとやはりそれに絡みまして国保税もまた上げざるを得なくなると思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私が心配することは、決してここで心配しているわけではないのだが、その大体6月に決算をして7、8、9のたった3カ月でこんなにもなるものかと思って、どっちかと言えば12月に補正を組んだほうがいいような感じがするのだが、また恐らく12月になると逆にまた上がってくるかもしれないが、そういうことから心配して質問しているわけです。そこで、先ほど言いましたこの出産育児の諸費がちょっとありますね。この中身を教えていただけませんか、現在の中身。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 出産育児につきましては、実はこれは出産のその率が上がっているわけではなくて、実は転居したのですが、当初予定して上げた分が削られていた分を補正で上げたものでして、ちょっと出生率については希望どおりに上がってはきていないのかなと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 町長の今日の所信表明の中にも、この出産に対するいわゆる人口減少対策で非常に燃えておられます。だからこれはいいことなのです。これまでは我が島の人口を増やすということは、究極の政治の目的ですからね。それに対して私は文句言っているつもりではないのだが、できるだけこういうことはメニュー

を増やして、できるだけ子育てしやすいような環境をつくるのが本町にとっては重要ではないかと思うから申し上げているのです。だからどのようなことを一生懸命やっておられるのかなということで皆さんに聞いたかったのです。ただ増えてきたから、増やしましたではなくて。それは誰でも分かる。増えてきたから増やしました、そうではなくてどのようにすれば増やして、それをものにできるか、いい方向に持っていけるかということを考えるのがあなたの仕事で、また私の仕事なのですね。そこをお聞きしたかったわけなのです。じゃあ、ひとつ頑張っているようですのでこれで質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４８号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２７ 議案第４９号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（福地元一郎君） 日程第２７、議案第４９号「令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４９号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、歳入で諸収入１万４０００円、繰越金１０３万７０００円を増額計上しています。

歳出では、諸支出金を１０５万１０００円増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４９号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２８ 議案第５０号 令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（福地元一郎君） 日程第２８、議案第５０号「令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５０号、令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、保険料介護保険料８１２０万３０００円、国庫支出金６５５万６０００円、支払基金交付金１７６万２０００円を減額し、繰入金一般会計繰入金７９５２万４０００円、繰越金２５６７万８０００円を増額計上しています。

歳出の主なものとしまして、総務費５５万５０００円、基金積立金３２０万円、諸支出金１１９１万１０００円をそれぞれ減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５０号、令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号、令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２９ 議案第５１号 平成３０年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処

分について

○議長（福地元一郎君） 日程第29、議案第51号「平成30年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第51号、平成30年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 非常に基本的な質問なのですが、すみません。平成30年度の利益剰余金の処分についての議案ということなのですが、これは平成30年度の水道事業の決算を議会で認めて、その後の作業になるということにはならないのですか。そのあたりの兼ね合いの説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） ただいまの質問にお答えいたします。順番的に行きますと、議会の認定というのが最初なのですが、同じ議会において処分の議決及び認定を行うので、議案の形としては剰余金の処分計算案として提出し、議会の議決によって処分の議決とその処分にに基づく計算書の認定が同時に行われるものと取り扱うので差し支えないということで、今の形にしています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の説明は、同じ議会の中でやる分は差し支えないというような説明だったのですが、要は私が言いたいのは決算認定を先にして、認定を受けた上で上記の処分をするということになるのではないですか。どうでしょう。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 順番的にはそのようになりますが、一応このような取り扱いで差し支えないということで考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 念のためなのですが、これまでもそういうあれでしたか。ずっと。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） はい、今までもずっとこのような形でやっています。

○2番（沖野一雄君） 分かりました。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成30年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成30年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

—————○—————

（久留副町長退席）

日程第30 同意第2号 与論町副町長の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第30、同意第2号「与論町副町長の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第2号、与論町副町長の選任について提案理由を申し上げます。

地方自治法第162条の規定により、与論町大字麦屋1683番地1、久留満博氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第２号、与論町副町長の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第２号、与論町副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第３１ 認定第１号 平成３０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第３２ 認定第２号 平成３０年度与論町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第３３ 認定第３号 平成３０年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第３４ 認定第４号 平成３０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第３５ 認定第５号 平成３０年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第３６ 認定第６号 平成３０年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第３７ 認定第７号 平成３０年度与論町水道事業会計収入支出決算認定につい
て

○議長（福地元一郎君） 日程第３１から日程第３７までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第３１、認定第１号「平成３０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第１号、平成３０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第３２、認定第２号「平成３０年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第２号、平成３０年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第３３、認定第３号「平成３０年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第３号、平成３０年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第３４、認定第４号「平成３０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第４号、平成３０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第３５、認定第５号「平成３０年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第5号、平成30年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第36、認定第6号「平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第6号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

日程第37、認定第7号「平成30年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、平成30年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成３０年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第３８ 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第３８「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。認定第１号から認定第７号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林敏治君、高田豊繁君、町俊策君、野口靖夫君、林隆壽君の８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにししたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第７号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林敏治君、高田豊繁君、町俊策君、野口靖夫君、林隆壽君の８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前１１時２５分

再開 午前１１時２５分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に高田豊繁君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので報告を終わ

ります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月7日本会議（一般質問）です。午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時26分

令和元年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

令和元年 10 月 7 日

令和元年第3回与論町議会定例会会議録
令和元年10月7日（月曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（9人）

1 番 遠 山 勝 也 君	3 番 川 村 武 俊 君
4 番 林 敏 治 君	5 番 高 田 豊 繁 君
6 番 町 俊 策 君	7 番 大 田 英 勝 君
8 番 野 口 靖 夫 君	9 番 林 隆 壽 君
10 番 福 地 元一郎 君	

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

2 番 沖 野 一 雄 君

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与志一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
那間こども園長 田 畑 綾 子 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、遠山勝也君。1番。

○1番（遠山勝也君） おはようございます。一般質問に入らせてもらう前に、町長2期目当選おめでとうございます。これから副町長、また一緒に仕事ができるのを大変感動しています。よろしくお願いいたします。また、庁舎のこれから忙しくなる時期、執行部の皆さん大変だと思いますが、頑張って一緒に完成まで力をあわせていければいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせてもらいます。

1 大雨による茶花市街地への排水対策について

(1) 役場新庁舎駐車場の整備舗装が行われる前に、昨年のような記録的な大雨が降っても対処できるような浸透枿や沈砂池等の対策を事前に整備する必要があると痛感するが、町長はどのように考えているか。

2 サトウキビの生産維持対策について

(1) 本町の基幹農作物であるサトウキビの生産を維持していくためには、農家の生産意欲を維持できるような所得アップが必要であり、そのためにはサトウキビ価格の引き上げを県や国に強く要請していく必要があると考えるが、どう取り組んでいるか。

3 町民が安心安全に暮らせるまちづくりについて

(1) 認知症は加齢によって多くの人になり得る病気であり、道路を徘徊していつ何時事故に遭うかも知れない。認知症患者の支援や万が一事故が起こった場合の被害者・加害者を救うための事故救済制度を検討すべきと考えるが、町長はどのように考えているか。

(2) 運転免許を返納した高齢者から、新たな移動手段としてシニアカーを利用したいが、高額なため購入できないとの声がある。シニアカー取得のための助成や運転免許返納者への支援について、町長は、どのように考えているか。

以上4点お聞きします。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。昨日は御苦勞様でございました。すみません、答弁の前にお断りをしておきますが、ちょっと風邪気味なものだから声が少しおかしくなるとは思いますがお許しをお願いしたいと思います。

まず最初に、大雨による茶花市街地への排水対策についての質問です。お答えを申し上げます。

役場新庁舎駐車場整備については、庁舎利用者の利便性を考慮し、県道から新庁舎に通じる町道窪舎 1 号線からの車両進入路の接続や新庁舎敷地内への階段設置を計画しているため、計画高としては現況地盤により大幅なかさ上げが必要となっています。

このことから、駐車場整備工事においては、盛土部分が特に大きく、当面は地盤の安定化を図るため砂利舗装を計画しているところです。

駐車場用地の全体整備計画において、新庁舎敷地内の排水や町道窪舎 1 号線等から流れる地表水の排水対策として浸透池等を整備し、茶花市街地へ流れる水量抑制に努めてまいりたいと考えます。

次に、2 番目、サトウキビの生産維持対策についてです。

サトウキビの生産維持のためには、交付金単価の引き上げをはじめ増産や病害虫対策に向けた生産振興対策が最重要課題であることから、奄美群島さとうきび価格対策協議会において、県知事・県議会議長への要請や農林水産省との意見交換会などを行っています。

今後も関係機関が一体となり、生産者が意欲をもって生産を続けられるような単価の確保や基準糖度帯の現行水準の維持などを要望するとともに、さらに生産性の向上対策に努めてまいります。

次、3 番目、認知症患者の支援や事故のときの救済制度についてです。

御指摘のとおり、今後高齢化社会を迎えるにあたり、認知症高齢者の対応については、大きな懸案事項であります。

現在、町で把握している認知症の方は約 2 3 0 人ほどですが、潜在的にはもっとおられるものと思います。

本町の介護認定者の約 6 0 %が施設入所となっていることから件数的には少数ですが、特に徘徊事案で心配される方もおられますので、民生委員等地域の方々の御協力を得ながら対応しています。

今後、徘徊事案が増え、事件事故等に巻き込まれる可能性も考えられることから、最近商品化された認知症徘徊等による事故等に対する補償制度への加入について検討してまいりたいと思います。

次、運転免許証返納者への支援についてです。

高齢者及び障害者を対象とする交通弱者対策としては、公共バス路線の無料乗車券交付事業を行ってきましたが、今年度から75歳以上の高齢者に対し、タクシー乗車助成券交付事業を始めています。

乗車助成券利用人数については、バス乗車券が毎月延べ約500人、タクシー乗車助成券が毎月延べ約300人となっています。

シニアカー取得のための助成については、検討する予定は現在のところありませんが、運転免許返納者への支援として、敬老バス及びタクシー乗車助成券交付事業の拡充について検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） ありがとうございます。先ほど総務企画課長からこの浸透枿、沈砂池の計画は図面を持ってお渡ししまして、すばらしい計画だと思います。私が質問したいのは、この駐車場それから新庁舎前の舗装が行われる前に、若しくは大雨が降ったときに、その対策をいかに取っているかという11月末ですね、あと2カ月ほどなのですが、その間の大雨対策をちゃんと取られているかどうかというのをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 駐車場の整備につきましては、今お配りした内容になってますが、その間の大雨については、今のところ現状と変わらない状況ではありますが、来年の梅雨時期とかその辺までにはということですが、この整備計画の中では、新しい庁舎から道路側に勾配をとって、その地表水が窪舎1号線に流れることとなっています。それから駐車場が2面になっていますが、それについては一番上部のほうの水路、そして真ん中の水路をつたって、一番県道側に沈砂池が整備されますが、住宅側のほうの北側にある面といいますか、沈砂池については底板を張ってございます。それからもう少し上部といいますか、上側になりますとこちらは底板を張らずに浸透するような形で行っています。この設計については、窪舎1号線から流れてくる地表水、それから新庁舎、新庁舎の駐車場から流れてくるであろう水量を計算しまして、大きさを設計してございます。万が一これが漏らないといいますか、続けて降ってきそうな場合は、晴れた日に建設課と今協議をしているのは、ポンプアップで水を減らしておいておく考えもしているところです。若干工期発注が遅れていまして、近いうちに大雨が降ることになると、ちょっと今対応がしきれていない現状もございますが、一応整備計画としてはこういう形になっています。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） ちなみにこの計画はいつ完成の予定でしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今用地の件で、相続関係で若干遅れたところがありまして、11月頃には発注をしまして2工区に分割して発注したほうが効果的ではないかということで計画しているところですが、工期の関係もありますので、繰越になっていきそうな感じですが、5月、6月の大雨には何とか間に合わせるような形で推進できればと思っています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） この新庁舎というのは、町の人はもちろん議会の私たちも完成を心待ちしているところではあるのですが、みんなで完成を祝うためには、工事現場の壁に表題がありましたが、「新庁舎令和の風に町民笑顔」この町民笑顔のためには、そこで大雨が降ってあそこがまた氾濫したら困りますので、その対応をどうしましょうかということでお聞きしたわけで。計画がいつ頃にはできないことですから、降らないことを今のところは祈るしかないのかなというところでしょうか。そういうことで質問させていただきました。なるべく早くこの問題が解決するように願いたいと思います。1点目は終わります。

それから2点目サトウキビ、もうこの質問をしたら、みんな、これはあかん、町長これはもう駄目と、もしかしたら思ったかもしれないのですが、この間、サトウキビ座談会に私はサトウキビはつくっていないのですが参加させていただいたときに、ハーベスタ協会それから糖業振興会、農家、この3者で話したわけなのですが、お互いにこの2万円のサトウキビ価格を取り合うような形でしか、その会話が私にとっては聞こえませんでしたので、これもどうしてもサトウキビの価格を上げないことには、もちろんサトウキビ農家も生活していけませんし、ハーベスタ協会も今の与論町のこういう真ん丸の畑だったり、ゆがんだ畑だったりというところで、いくらハーベスタを効果的に農家がちゃんと走らせてくれと言ってもそれは無理な話ですし、何かお互いがお互いを傷つけ合うような話し合いにしか聞こえませんでしたので、この問題を取り上げてみました。沖永良部とか徳之島だったら、畑、ほ場が大きいですから、そんなにサトウキビ価格のアップにはあまり問題はないというふうに思いながらも、この間、郡議員大会でハーベスタの助成とサトウキビ価格のアップ要望を採決したということが新聞に載っていましたので、であれば、与論町は今の現状を考えるともっともっと声を挙げていくべき、ほかの徳之島や沖永良部よりももっと声を挙げていくべきではないかというふうに考えて質問させていただきました。これも終わります。

3点目、認知症問題。実はこれ今230人ということなのですが、これは、行政にお金を出してくれということではなくて、実は、深夜番組でこの問題を最初に取り

り上げた市がありまして、神戸なのですが、今教師のパワハラ問題で問題になっている神戸の話なのですが。与論町みたいに小さい町ではなくて大きいところですからやることも簡単なのですが、町民から広く浅く200円とか300円とか集めまして、この認知症で徘徊して事故を起こした場合の事故救済をみんなで考えようかという条例を制定したそうなのです、神戸市では。今現在どうなのかと言ったらあんまり要領を得ない返答だったのですが、一応スタートはしたそうです。

ポイントが4つありまして、65歳以上の人はその医療機関で認知症の検査を受けられると。それから2点目、認知症と診断された人には、市が賠償責任保険、ここは最高2億円となっていますが、加入する支援を提供します。3点目、神戸市民が認知症の方が起こした事故に遭われた場合、見舞金3000万円となっていますが支給する。4点目、これは先にこれから自分たちの子供に先送りするのではなくて、自分たちで広く浅くお金を集めてやっていくということで、去年スタートしたらしいのですが、そういうことでしたのでどうかなと思って、これは事故が遭ってからでは、230人といういろいろほかにもまだいらっしゃるでしょうから、事故に遭ってからではもう何ともしようがないので、どうかなと思って聞いてみました。町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 後のほうにも書いてございますが、認知症の徘徊等による事故に対する保険ができていうふうな話をお聞きしましたので、その管理についても、検討していかなきゃならないなというふうな話を今しているところです。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） ぜひ考えて、私たちもまた歳を取るわけですから、みんな歳を取るわけですから、ぜひ考えていただきたいなと思います。

それから4点目、この取得助成というふうにしてお聞きしたのですが、もちろん安いから高いまで、10万円程度から30万円超えるものまでこのシニアカーについてはあるのですが、やはりネットで調べた限りでは、高額なものでないと座席もなかなか見た目も安定していない感じがすし、やはり30万円というのは必要かなと思って、その助成はどうかということで質問させていただいたのですが。関連して今、どういう保険があるかを調べていないので分かりませんが、これからシニアカーがどんどんどんどん増えてくると思います。そうした場合に危ないなという声も聞かれていまして、またこの事故があった場合のこともまた考えていかなければならないということで、先ほどの認知症の救済制度ではないのですが、自分で池に落ちたり、側溝にはまったり、また対向車との事故ではなくても、どんどんどんどんこれから増えていくと思いますので、これもまた考えていかなければ

いのかなと。先ほどの救済制度ではないですが、突然そうやって亡くなられた遺族にとっては何も無いわけですから、これはまた少し町全体で考えていったほうがいいのかなと思って質問したわけなのですが。町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） このシニアカーの問題につきましては、私たちの部内でも検討いたしました。結局、交通の道路事情というのでしょうか、歩行者と同じような立場で、歩道などがあってそこを通ることができれば大変ありがたいのですが、今与論の場合にはそこまで道路が整備されておりません、町がシニアカーを勧めてそれでまた今おっしゃるように事故でも起こったらまた大変だなということで、今のところその付近を検討していかないと、なかなか踏み切れないなというところです。それでできましたらば、公共のタクシーとかバスを利用いただければありがたいなということで、当分は進めてまいりたいなと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） バス券、タクシー券、本当にありがたいのですが、なかなか思った以上に使い勝手が、使い勝手というか使う人にとっては、やはり距離があったりしてなかなかできないものですから、やはりシニアカーが欲しいという声はよく聞かれますので、対策を取るべきかなと思って質問しました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 1 番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

次は、3 番、川村武俊君に発言を許します。

3 番。

○3 番（川村武俊君） 皆さんおはようございます。日本共産党の川村武俊です。2019 年第3 回定例会において、先般の通告に基づき質問をいたします。よろしくお願い申し上げます。

1 会計年度任用職員制度について

- (1) 現在の臨時職員は、フルタイムとパートタイムの2 種類に分かれている。それぞれどの類型に移行するのか。
- (2) 現在の臨時職員の採用方法とその後の再任用方法及び任用回数の制限はどうなっているか。また、本町の条件付き採用職員の条件内容と採用期間はどうか。
- (3) フルタイムの給料、パートタイムの報酬は正規職員の給料表を基準にするが、具体的にはどのように決めるか。また、新制度の導入に伴う本町の新たな財政負担はいくらか。
- (4) 「人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定め

ない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもこの考え方に沿うよう、引き続き任用のあり方の検討を行うこと。」と参議院総務委員会で附帯決議で指摘している。町長はどのように認識しているか。

2 堆肥センター及びラブセンターの運営について

- (1) 堆肥センター及びラブセンターの運営はどのように改善されているか。
- (2) 町民から指摘のあった堆肥センターからの汚水処理対策はどうなっているか。

以上、質問事項の2項目よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 会計年度任用職員の任用要件についてです。

会計年度任用職員制度におけるフルタイム勤務とパートタイム勤務の任用要件については、国から勤務時間に関する要件が示されており、フルタイム会計年度任用職員はフルタイムとすべき標準的な業務の量がある職であることとされています。

本町では、会計年度任用職員の基本的な勤務時間を1日7時間30分と想定していますので、常勤職員の7時間45分より短いことからパートタイム会計年度任用職員に移行すると考えています。

次に、会計年度任用職員の採用方法についてです。

臨時職員の採用方法については、「与論町臨時職員の採用及び管理等に関する取扱規程」に基づき、週報及び与論町ホームページに一定の内容を掲載し募集しています。採用の決定については、臨時職員採用判定会議において面接による選考を行っています。

臨時職員の任用期間については、地方公務員法第22条を任用根拠として位置付けており、原則6カ月で最長1年までとする条件付きの職員として採用を行っていますが、業務の遂行及び人材確保の観点から現状として再雇用が継続されているところ です。

また、「与論町臨時職員の雇用等に関する取扱規程」において、臨時職員の雇用は満65歳までとなっていますが、特別に認めた場合はさらに延長が可能です。

次、会計年度任用職員制度の給料や報酬についてです。

フルタイムの給料やパートタイムの報酬は、「与論町会計年度任用職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例」に基づき決定することになります。本町の会計年度任用職員の職務は「定型的又は補助的な業務を行う職務」を想定していることから職務の級を1級とし、職務の内容や責任、知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して決定します。

新制度の導入に伴う新たな財政負担としては、平成30年度支出額2億2439万3000円が制度移行後2億8408万8000円となり約6000万円の増額として試算しています。

次に、会計年度任用職員の任期についてです。

会計年度任用職員は、新地方公務員法においてその任期を1会計年度内としています。再度の任用を行う場合、任期ごとに人事評価の対象となり、客観的な能力の実証が求められていることや同一の職務内容の職とみなされる会計年度任用の職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成、人材配置への影響や会計年度任用職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることにも留意する必要があります。

本町における人材確保及び雇用の安定を図る観点からも、常勤職員の定員管理とのバランス等を十分考慮し、会計年度任用職員制度の適正な運用に努めてまいります。

次、堆肥センター及びラブセンターの運営についてです。

堆肥センターの運営につきましては、現在、受け入れを行っている原料の水分含量が多く、堆肥の製造に長期間要していることから、牛ふんの受け入れが停滞しているとの御指摘をいただいております。改善に向けて年内に大型ホイルローダーを導入し、堆肥製造の効率化を図る予定です。

また、原料である牛ふんの受け入れを水分量などの品質に応じ有料にすることで、環境に配慮した質の良い原料が持ち込まれるようになり、堆肥製造の期間が短縮され滞りがちであった回収業務もさらに改善される予定です。

ラブセンターの運営につきましては、昨年度発電機を導入し、これまで電力不足により別々に稼働させていた破砕機と揉み摺り機を同時に動かすことで、生産量も増え作業効率が改善されています。

今後とも、良質な堆肥や敷料の利用を推進しながら更なる運営の改善に努めてまいります。

次に、堆肥センターからの汚水処理対策についてです。

堆肥センター北側天日干し場から表面水を北側の暗川に流していたことにつきましては、育苗センターの南側に汚水溜枥と浸透池を整備する計画であり、直接地下に流さないよう排水対策を進めています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この会計年度任用職員制度についてなのですが、これは先日の議会のほうでも採択されましたので、内容的には物申すわけではございませんが、

しかしながら、こういうことを法で謳っているのは、ほとんどがパートタイム会計年度に移行するということなのですけど、できれば、可能であればフルタイムという形も私はあるのではないかと思うのですが、例えば、保育士とかそういった方たちは、ほとんど正規の職員の同じ時間帯をこなしているわけですから、そのあたりはもうフルタイム制度にして、やはり保障していかないといけないと思いますけどいかがですか。採用してもなかなか給料とかそういった待遇が安いと、なかなかきつい仕事に就く人はそうそういないと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） まず職員に関しては、職員の定数というのがありまして、115人が与論町の職員定数となって、それを超えることはできません。今現在職員が109人ということで、こういった中でこの新しい会計年度任用職員を導入するにあたって、あくまでも職員と同様の勤務責任ということであれば、やはり職員を採用すべきというふうに考えます。今回与論町がまず考えたものについては、これまでの臨時職員ということの制度移行になりまして、職員の補助的といういい方はちょっとあれなのですが、そういったところでパートタイムとしています。職員と若干違うところについては、勤務時間が15分ほど少なくなります。これまでとはちょっと違いまして出張だったり、各種手当関係、それから年休関係、あとは期末手当の支給ということで、そういうふうに待遇は少し改善されると思います。当初その財源に対しては国の補助とかそういったものもないというふうに当初は言われておりましたので、まずはパートタイムというところでまいりたいというふうに考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 分かりました。国のほうもこの財源の問題については、なかなか、はいというような感じじゃないらしくて、鹿児島市のほうも市長会のほうでこれを要請していくという動きが出ています。まだ、4月まで時間がありますから、そういった感じで予算があれば、なるべくそういった待遇というのができると思いますが、予算あたりがまたいろいろ壁になっているのかなというふうに思います。

新聞の記事なのですが、AIによって3万人人材を減らすということで、これは総務省のそういった試算で進めているらしいのですが、これに対して全国20の政令指定都市でつくる指定都市市長会は、9月の20日なのですが、自治体が職員の配置で困らないよう財源の確保を総務省に要請をしています。自治体の職員は、昨年の4月時点で273万6860人で1994年の328万人をピークとして一旦減ってそれが横ばいになっているということで、いろいろ今全国的に災害とかそう

いったのも増えてきているので、こういったのをやはり財源等も職員が働けるような形でやってほしいということで要請を出しています。もちろん町村会のほうでも、そういったのをやはり声を挙げていかないとなかなか財源というのは出てこないと思うのですが、町長いかがですか。こういった動きというのは、自らつくっていかないと、なかなか財源というのは国は出さないと思いますがいかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおりその財源確保については、与論町だけでなく各町村同じような経緯があると思いますので、郡あるいは県のそういう会合のときにはまた要請をしまいたいというふうに、みんなと協力し合いながら進めてまいたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） この会計年度任用職員について若干いろいろな待遇とかもよくなっていると思うのですが、そのあたりちょっと見合わせながら、余裕を何とか出せるような形で進めていければなというふうに思っています。6000万円ぐらいの増額ということで、なるべくこういったのを国のほうで財政を支出してもらえよう、議員のほうも町村会長のほうもまた動いていただければ一番ありがたいなというふうに思っています。

国会も参議院の総務委員会の中でも具体的例として、再度の任用は可能であることということと、また2番目には、公務の運用は常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても引き続き検討を行うということと、あと3番目に会計年度任用職員移行にあたっては不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行わなければならないということ、参議院の総務委員会のほうでも出されています。しかしながら、さっきも申し上げました一番問題になっているのは財政的な問題であります。ですから、こういったのが参議院で出されているということは、財源リセットしなければいけない、私はこのように思うのですよ。財源がなくていいことばかり言ったって、それは運用できるわけがありませんから、そのあたりをきつく言っていただきたいのと、もう1点目は、会計年度任用職員の中から、正規の職員も検討するような形で持っていければ一番ありがたいなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。県のこれまでの流れを聞くと検討をいたしますと。市町村の合併とかによって、職員をできるだけ減らす方向でこれまでは財政の確保の中で進めてこられたわけなのですが、今度は一方ではまた、これまでの臨時職員の待遇についての改善ということで、肝心の保障だけが十分にでき

ればその辺は一気に改善もできるというふうには考えてはいますが、群島内他の市町村のいろいろなやり方等も検討しながら、与論町の財政もまた見ながらしかこの辺の改善についてはできませんので、最低限度のことをまずは進めながら、徐々にまた法の改正によってその辺も改善されていくというふうに考えていますので、いい方向に検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） お願いしておきたいと思います。なかなか難しいのですが、徐々にやっていけばちょっと風穴も開けられるのではないかと思いますので、粘り強くこういった面はつくっていかないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

次に、堆肥センターの件についてなのですが、今この牛の動向を見ていますと、今回鹿児島県においても始良市場とそれから肝属市場、ほとんど5万円から9万円ほど下落をしています。10月に入ってから、その徳之島町の市場では4万円からそれぐらい減って大体平均で1番ピークだったのは80万円あったのですが、これが65万円ぐらいまで落ちています。この肉牛ジャーナルという雑誌があるのですが、枝肉の判断をしますとこのように書いてあります。10月は消費税が10%に引き上げられることで、消費者の財布のひもが一層固くなるとの見方が強い。量販店の高グレード商材が和牛から交雑牛、いわゆる安いホルスタインと普通の組み合わせたそういった安い方向に持っていっていると。ですから今後和牛のほうは枝肉が落ちてくるのではないかとということで、もしかしたら60万円切る可能性も出てくるなというふうに心配をしているところです。そういう内容の中で、国のほうもこの間の新聞の中に、この日米貿易協定の発効で国内農業中心に利益は懸念される。牛肉などの米国産食品が流入して、厳しい競争にさらされることから農業支援をしていこうということでこれが出されています。ですから、増税の影響それから米国産の牛肉が大量に入ってくる、こういったことでこういった補正予算が出てくるのか分かりませんが、これで堆肥センター関係とかで出てきたらそれはありがたいなというふうに思いますけど、そういった流れは必ず私は出てくるのではないかなというふうに思っています。関連したものが、例えば機械であれば、マニアスプレッターあたりとかそういったのが必ず出てくるのではないかと思っています。それと農機関係が、そういったのが出れば使うことが一番いいと思いますので、そういった方向性もちょうと情勢を見ながら進んでもらいたいと思いますが、課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。価格動向とか国の政策につい

ては、こちらのほうとしてもいろいろな団体とかみ合いながら、早急な対応ができるように準備とか心構えをしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） これは課長のほうからちょっといただいた資料なのですが、これに沿ってちょっと質問させていただきたいと思います。まず、もちろん最近規模拡大をするようにということで、JAのほうも町のほうもそういった補助金を出していると思うのですが、これによっておかげさまで与論町の牛の頭数が増えてきています。これはありがたいことだと思いますが、それと同時に増えるということは分かっているわけですから堆肥センターのあり方もやはり従来とは違ったような考え方をしていかなければいけないと思っています。いろいろ問題とかあると思います。この水分量の問題とかあとラブセンターのチップの問題とかそういったのはあると思う、これはやれば改善できると思うのですよね。沖縄の八重瀬町のほうではこういった食物残渣とかあとその牛のふん尿とか、そういったのを圧縮して絞り出して一日50トン処理できるというふうになっています。圧縮してそれをその追加でなくて返し堆肥ですか、そういうチップを使わないでそれで済ますという、そういった方法も取っているの、1つのこの奄美群島の中だけの現状ではなくて、いろいろなところも最先端でやっているところがあると思います。そういったところを見てどうすれば改善できるかというのを研究していただきたいと思いますが、課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。長年製造工程についてはあまり変わってないわけですけど、今川村議員のほうからも沖縄県、県外の技術も取り入れられたほうが良いということですので、またその辺についてはいろいろ私どもとしてまた研究をして、効率的に対応できればと思います。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） これは牛ではなくてニワトリなのですが、10万羽育てている方がいらっしゃるんですけど、ちょくちょく与論に来られるそうなのですが、前は多分与論の堆肥センターもアイドラーを使っていたかなと思いますけど、これアイドラーを使ってですね、今堆肥で相当な売上げを出しているみたいです。結構お若い方なのですが、最初臭いがあって苦情が来たそうなのですよ、その周りから。出水市にある養鶏場で上田養鶏場というところですが、ここがそのアイドラーでなくても何でもいいのかもしれませんがそういったのを使って改善していく。そしたら環境的にもいいですし、あと堆肥も結構売れるそうなのです。そういったのを立ち上げてやっているということで、ちょっと出張に行ったときには寄っていただければ

一番ありがたいなと思っています。

最近の傾向としては、1年間も野積みをしていると回収もできないし、自分たちは機械を持っていないものだから、もうとにかく牛舎に積み上げていくしかないということで、そういった苦情とかも出ていますので、なるべくその生産者の畜産農家のほうから畑のほうに持って行って撒くという方法も取っていただければ、一番そういった環境的な面も改善されるのではないかと思います。それももちろん機械を購入しなきゃいけないですから、こういった制度とかが出てきたら、そういったのを改善して購入してやっていけばいいと思うのですが、いかがですか課長。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 畜産の家畜排せつ物というものにつきましては、やはりこれは基本的には生産というか排出される農家個人で責任を持って対応をしなければならないようになってきているのですが、本町においては、飼養頭数も多くなり堆肥センターの稼働状況によってはオーバーになったりすることもあります。しかしながら、本町における環境問題とか大きな懸念でもございますので、そういった点も含めながら、今後はまた和牛改良組合だとか畜産部会のほうでいい方向にまた検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もうほとんど30頭から40頭、そういった規模で今生産農家が推移していますので、そのあたりもやはり考えながら観光面も考慮に入れながらそういった感じでやればできると思うのです。だからそれをどういう方向でやっていくかというのにも必要になってくるし、予算の面にも必要になってくると思います。ただ、青写真をとらないと何が足りない何が足りないでは全然前に進みません。例えば、ラブセンターのチップが使えないとか水分量が多くて使えないとか、そういったことばかり言っていると全然前に進まないですから、こういった形でやるんだというビジョンというものをきちんとつくって、それに沿って何が足りないのかというのを精査しながら進んでいくという、例えば予算のほうもじゃあどうしようかというのをきちんとしていけば、必ずできると思うのですよ、ただ、何が足りない何が足りないでは、ただ堆肥量の金額を上げるんだとか廃止をするんだとかそういった話ばかりしていると、10年経っても絶対この問題というのは解決できませんので、皆さん方がしかそれを解決する方法というのは持っていません。農家は持っていませんので、そういうのをやはりビジョンというものをつくって進めていただきたいと思います。いかがですか課長。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） このことは大変すばらしい御意見だと思います。この

ことはまた持ち帰って、関係者といろいろまたただいま川村議員がおっしゃったことを命じて、またみんなで検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3 番、川村武俊君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 09 分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5 番、高田豊繁君の発言を許します。5 番。

○5 番（高田豊繁君） 一般質問をさせていただきたいと思います。

- 1 町内労働者不足に伴う各種事業計画や、各保健福祉事業現場等での人材不足対策について
 - (1) 各種公共事業の施工における労働力面等を勘案し、発注時期や適正な工期の設定等が必要と思われるが、町長はどのように考えているか。
 - (2) 町内における保健福祉事業現場での人材不足に伴うサービス事業の低下について、町長はどのように考えているか。
- 2 建設残土置場の確保や行政全般における危機管理態勢について
 - (1) 今後予想される各種公共工事等における建設残土置場の確保と各種事業執行や行政全般に対する危機管理態勢について、町長はどのように考えているか。
- 3 サトウキビ生産振興対策について
 - (1) 年次サトウキビ生産農家が減少傾向にある中、本町農業の基幹作目であるサトウキビの生産性向上対策や、ハーベスタ収穫作業面における国庫補助制度創設について、町長は関係機関に対し強く求めていく考えはないか。
- 4 死亡獣畜類焼却施設の改修計画について
 - (1) 既存の家畜焼却施設が老朽化し、改修の必要性が求められているが、事業主体が法的課題及び財源的な課題並びに方向性について、町長はどのように考えているか。
- 5 こども議会における各種提案やアイデアに対する今後の対策について
 - (1) こども議会で提案された内容は真摯に受け止めつつ早朝・中期的な具体

的計画を構築し、子供たちの夢や意見・提案が実現でき、島を出た若者が島に帰って来て、島で働きたいと思うようなまちづくりや町政運営を図る考えはないか。

以上、町長と教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。それでは、お答えを申し上げたいと思います。

各種公共事業施工における発注時期や適正な工期の設定等についてですが、御指摘のとおり、本町の建設業においても人手不足の波が押し寄せており、工事の工期内完成について懸念されているところです。

公共工事の発注に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正に伴い、休日や工事の準備期間、天候等を考慮した柔軟な工期を設定するとともに、計画的な発注による工事の平準化を進めるよう、国・県から説明・指導を受けているところです。

町としましては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を遵守し、適正な発注に努めてまいります。

次、保健福祉事業現場での人材不足に伴うサービス事業の低下についてどう対応するかということです。

近年、さまざまな職種で人材不足の問題が起きている中、特に介護保険事業における人材不足が顕著であり、どの市町村でも介護従事者不足に悩まされています。

このような中、今年度、県を中心に介護人材確保対策検討会を立ち上げ、先日、第1回大島地域部会も開催されました。しかしながら、どの市町村も有効な手立てが見つからないようです。

本町においても、介護施設職員の高齢化や人材不足により、デイケアや入浴といった通所サービス等が希望どおり受入れができない状況が生じています。

困難な課題ではありますが、介護職員の待遇改善、介護職や保健福祉職の魅力発信、島外からの人材確保のための住宅整備等受入環境の充実を図るなど、民間と行政が一体となりさまざまな対策を講じていく必要があると考えます。

次、残土置場の確保と建設危機管理態勢についてです。

公共工事等における建設残土等の置場の確保については、関係事業課と候補地の検討を進めていますが、適当な候補地が見つからず残土置場の確保は喫緊の課題となっています。今後も事業関係者等と土地情報を交わしながら残土置場の確保に取り組んでまいりたいと思います。

本町の各種公共工事において、近年、危険物や有害物を取り扱う工種、クレーン

作業、高所での作業などが増えており、労働災害に対するリスクが高まり、建設現場での安全対策の徹底について特に配慮する必要があります。作業現場においては、労働安全衛生法や関係法令に基づく労働者の安全や健康保持及び快適な職場環境の形成に対する施工業者や作業従事者の義務が課されていることや発注者の指導監督の責務が示されており、労働災害に対する防止措置に努めなければなりません。

今後、各種公共工事等の執行において、危機管理の徹底を十分認識し、施工業者への安全指導の徹底を行いながら労働災害等の未然防止に努めてまいります。

次、サトウキビ生産振興対策についてです。

生産性向上対策につきましては、国庫事業や災害時に対応した基金事業の導入、町糖業振興会の助成事業等により生産性向上に努めていますが、ハーベスタ収穫作業面への助成までは厳しい状況です。

龍郷町で開催されました第62回奄美群島市町村議会議員大会におきまして、さとうきびハーベスタ利用助成金の創設について本町並びに和泊町、知名町から議題が提出され、生産コストの低減や農家の所得向上への案件が協議されていることから、その動向を見守りつつ対応してまいります。

次、死亡獣畜類焼却施設の改修計画についてです。

家畜焼却施設につきましては、改修後10年が経過し、ここ数年のうちに既存施設による処理は困難になることが予想されることから、定期的な機能診断を継続し注視しながら耐久性に優れた設備へと改修してまいりたいと考えています。

事業主体については、現在、町が事務局をしています。JAや与論町和牛改良組合と協議をしながら進めてまいりたいと考えています。また、法的課題及び方向性については、県の御指導・御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

財源的な課題につきましては、与論町和牛改良組合の総会でも取り上げていただき、子牛セリ市代金から一部負担金を徴収し焼却施設の費用に充てるよう議決されたところですが、JAや他の離島市町村とも協力し補助事業で取り組めるよう検討してまいります。

次、こども議会に対する今後の対策についてです。

本年度第1回こども議会が開催され、児童生徒15人が現状課題や将来についてそれぞれの視点で考え、率直な意見や提案があり、大変意義深い議会であったと感じています。特に観光産業への提言や環境問題に関心が高く、島の将来について本当によく考えていることがとても良かったと感じています。

10年後20年後に島の将来を担う皆さんが提案された内容については、行政に

携わる職員が真摯に受け止め、その課題解決に向けた政策を実行・継続していくことが魅力ある島づくりとなり、将来子供たちが帰りたい島、住みたい島へとつながっていくものと思います。

令和3年度から新しい第6次与論町総合振興計画もスタートします。次年度においては、こども議会をはじめ多くの児童生徒の意見・提言が反映できるよう振興計画の策定を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） こども議会についてお答えします。

こども議会のねらいは、1つは、与論町の未来を担う児童生徒が議会制民主主義を体験的に理解するとともに、政治への関心を深める。2つは、与論町の将来についてそれぞれの視点で考え、議会で質問や提案をすることで社会参画への態度や意欲を培う。3つは、児童生徒、保護者、町民の皆さんに、こども議会を傍聴してもらい、町議会や行政の取り組みをより身近なものと感じてもらうことであります。

こども議会で提案された意見が、全て実現することは大変難しいことではありますが、子供たちの視点から出された意見や提案が1つでも形になることが、社会参画への意欲の高揚につながると考えています。子供たちの中には、与論が好きで将来与論に帰りたい、与論の振興につながる仕事がしたいという子もいます。このような子供たちの意見や夢を大切に受け止め、島に帰って島で働きたいと思うような島の良さや課題を理解する教育も推進しながら、こども議会の内容充実を図ってまいります。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） まず、第1点目ですが、これは先般の建築建設協会との意見交換会でも出たことなのですが、やはりこの人員の不足、労働力の不足ですね、こういった問題が非常にあらゆる現場で弊害となっているのは御承知のとおりです。またさらに高齢化も進みまして、かつては職人として頑張っておられました私どもの先輩の方々も、本当に第一線から退いた関係で非常に厳しいと、こういったことです。そういうことで、特に建築現場等なのですが、やはり適正な工期の設定、これはやはり標準工期というのは、大体中間的な考え方で設定されているのですが、こういったのもやはり離島、特に与論島の場合は、ここらあたりのやはりちょっとした延長とかも検討する必要があるのではないかと。それから会計上は繰越工事契約を積極的に活用していくということですが、それと強くこの要望されたことは、特に建築工事等なのですが、この内装工事、それから外装ですね、水回り、こういった専門的な技術を要するこの建築工事等については、鹿児島本土あるいはその他の

ところから職員を呼んで来ないとできないと。与論小学校のときもほとんど沖縄とかほかのところから連れて来てお願いしてしたのですが、私どものやはり役場の工事それから住宅工事も、これからはそういうのがやはり多々出てくると思われるわけですが、そういった場合に、建築の設計の場合は離島調整費というのを組んでいるのですが、やはりその離島調整費の枠ではカバーしきれないという意見がございまして、そこら辺は滞在費とか旅費の問題、ここら辺の旅費の問題は当然でしょうが、この滞在費等のそういった間接的な経費等については、県の建築課あるいは技術管理課等と十分に詰めていただいて、ひとつ無理のないような建築の工事を進めていただけるように希望したいと思います。副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変ありがとうございます。公共工事のメリットというのは、やはりそこの地元に住んでいる皆さん方にお金を回すということが一番大切だというようには認識をしているわけなのですが、現在のこの人手不足については、本当に各種、いろいろな仕事を今農業も何も含めて、それを感じていますので、ぜひ何らかの対策を講じなくちゃいけないというようには考えています。

特にここ数年、大型工事等も次々発注をしているわけなのですが、そういった専門職をまた島内におられないこともあって、現在そのような形をとらせていただいているのですが、建設課の担当を中心にその辺協議をしながら、県にも要望しながら進めていければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） その次に建設業もさることながら、この農業あるいは介護福祉サービスの提供等、多くの現場でその労働者の人材不足あるいは高齢化によつての代替人員の確保が強く求められているのですが、近年は内地でも外国人労働者等の人材派遣法等を、多くの課題や熟知すべきそういったノウハウの蓄積が必要であります。町民からの相談はやはり行政のほうに来るかと思うのです。そういったことから、役場はいやいや分かりませんということでは、これは全くおぼつかないこととございまして、これでは頼りないわけでございまして、やはり外国語の堪能な方、あるいはまたそういった経験のある方、法的な問題、実務に精通したやはりセクションとまではいかなくてもそういう係を担当部署を設置いたしまして、公的団体あるいは民間団体主催の職務実務研修会に積極的に参加して、そういった関連企業体とあるいはハローワーク等との連携、あるいは町民への相談会、研修会の開催をすることが必要ではないかと考えているわけです。私はそういったことから特に地域おこし協力隊の方々、この方々は非常にスキルもあってノウハウもあると、語学もまた堪能でいらっしゃるということから、島でそういった外国人労働者を

入れようという動きがあるわけですね。そういった横の連携も取っていただきながら、この地域おこし協力隊の方々を最大限この町政に生かしていただきたい、活用していただきたいと考えるわけです。特にこの介護福祉サービスの分野では、保険料は払っているんだが、相応のサービスが受けられないという課題もまた聞き及んでいますので、今後はそういうことを含めて相対的により厳しい時代が来るという厳しい認識の下に対応していく必要があると、このように考えるわけです。ひとつまた今後相対的に改良していくということが必要ではないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるように、本当に福祉関係就労者の確保にどの市町村でも困っているわけです。特に与論町でもそういうことで大変考えなければならぬことだというふうに思っています。今後、国内の方々もですが、外国の方々の協力も得なければならないというふうな時代になってくるのではないかなと思いますので、そういう点も今後考えていかなければならないというふうに思います。特に与論の場合には、与論で働きたくても住宅がないと、家がないというようなことが非常にネックになっているようですので、そういう点にも力を入れてまいりたいなというふうに思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 次に、建設残土置場の確保についてですが、この件に関しましても業界から強い要請があるわけですが、これから今計画されているだけでもかなりの土木工事あるいは建築工事が想定されるのですが、この建設残土というのは、この廃棄物的な考え方ではなくて、材料として考えておく必要があるのです。いわゆる金で言えば預金として考えなくてはいけない。そういうことで、これから私どもまたいろいろ陳情しているこの港湾工事、それから将来また必ずやしなくてははいけないというこの空港の拡張問題、それから町道のかさ上げに関しましても、やはり建設残土というのは無駄なものではなくて大変貴重な資源だと考えて、これをストックしておくのは、私ども町政における必要なことでございまして、県の共通仕様書の中でもこれは必ず県、町はこれに対応しなくてははいけないというふうになっているわけですし、ここら辺は今建設課長を中心にして進められているかとは思いますが、適切な場所を選定していただいて、土砂流出防止等十分に配慮していただきながら、洪水防止対策等を計画しながら、この土砂を有効的に確保していただきたい。またそういった用地を確保していただきたいというふうに考えられるわけです。そういうことでひとつ建設課長の考えている計画をお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） ありがとうございます。今の高田議員のおっしゃるとおりで、残土置場の確保につきましては、これからいろいろな私ども建設課におきましても、港湾事業それから空港の問題もございます。さらにはまたこれから前浜地区のかさ上げ工事でいろいろ残土が必要になってきます。残土置場の確保につきましてはこれからの公共事業を進めていく上で必要不可欠でありますので、引き続き産業振興課並びに建設業界の方々と土地情報を交わしながら、確保に努めてまいりたいというふうに思っていますので、またいろいろな情報がありましたら、よろしくお伝えいただければというふうにお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 次に、行政運営における危機管理体制の強化についてですが、このことは大型台風あるいは水害等の自然災害面はもちろんのことですが、やはりその町が発注するあるいは県が発注する各種事業そして多くの職務、こういう面でしっかりした危機管理態勢を構築していくことが、町民との信頼関係を築く上では最も大事なことではなかろうかと考えているわけです。

例えば、終わったのですが、役場庁舎の3階部分の解体工事ですが、私が一般質問を出したときには大分前に出したものですから、この後ではすぐ終わっているのですが、そういうことですが、これから2階、1階の分がございますので、ちょっと御紹介したいと思うのですが。実は、これは特に大掛かりな建築工事につきましては、普通一般的に工事というのはこれなのですが、この建築解体工事についても、国交省のほうから建築物解体工事共通仕様書平成24年度版というのがございまして、平成29年度に改訂がされています。この工事は、建築物等を解体する工事に適用する。そのほかに町の現場説明書それから質問回答書、特記仕様書、あるいは図面等に基づいて工事を発注されるのですが、こういうのが基本になっているのですが、この中で施工条件は次によるということで、まず第1点目に行政機関の休日に関する法律には、工事の施工を行わないということをまず謳っているのです。それから施工中の安全確保の点ですが、コンクリート破片、鉄筋鉄骨の切断等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう解体作業区域を関係者以外の立ち入り禁止区域として、必要に応じて監督・監視員を置くなどの措置を講じなければならない。そのほか、近隣との折衝なのですが、工事の施工に当たっては、近隣との折衝は地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うこととし、あらかじめその概要を監督職員に報告しなくてはならない。工事に関して第三者から説明の要求または苦情があった場合は直ちに誠意をもって対応する。それから、仮設工事等についてですが、この騒音防止対策法あるいは粉塵防止対策法というの

がございます。これの中に、きめ細かく書かれているのですが、まず防音パネルです、この防音パネルというのは隙間なく取り付けねばならない。それから防音シートは、ジョイントの重ねと結束部分を十分に作る。それから養生シート等は隙間なく取り付けること。ブレーカー削孔機破碎機等の作業時の粉塵発生箇所については、常時散水をして作業を進めること。このようになっていますので、今ちょうど天文館の再開発、タカプラの部分等が今再開発が進められていますが、十分に出張の際はあいった現場を遠慮なく中に入って、断って覗いて見て研修をしてみたらと思いますので、念のため申し添えておきたいと思います。これに関しては、特に答弁は必要ないのではないかと、先ほどの答弁書で。そういうことです。

先ほど、今の新庁舎の下流一体の駐車場整備工事に関して遠山議員のほうからあって、ちょっと重なる部分もあるかもしれませんが、今この図面を見てみますと、窪舎1号線からこの横断側溝をとりまして、流末のほうに浸透池をあるいは貯水池をつくることになっているようですけど、大体図面で見ますと、これは大体400平米ぐらいの用地、もっとあるのですか、これね。1,000平米あったとしても、例えば2メートル水を溜めるとしたら2,000立米ぐらいしか溜まりませんですけど。この流域は柳田建設プラントのずっと上のほうに水は来るのですが、やはりこの10ヘクタールぐらいのところには前100ミリぐらいの雨が降って、流出率を0.5とした場合には、もう5,6,000立米ぐらいの水が一気に流れてきますので、この流末の池だけで大丈夫ではないかというような考え方だけではちょっと不足だと思うのです。それで、先般も僕は言ったのですけど、やはりもっと上流で今のこの新庁舎の付近あるいは給食センターの付近、さらにそれから上流のほうで浸透（コウ）を何カ所か設けると、やはりこういう手立てを考える必要があると思うのです。それで、建設課長とも話をしたのですけど、やはり例えば谷山建設のあの付近、上になればなるほど水というのは浸透するのですよね。下に行けば行くほど水は浸透しない。これはひとつ地球の重力の関係もございますので、そのように理解していただければいいかと思いますが、この地域は結構断層の地形がありまして、まだ相当上は積極的にそういう浸透する地域ですから、そのように配慮して効果的に土地を有効活用していただければと思います。先ほど遠山議員のほうからもあったのですけど、それをつくるまでの間がやはり危ないと。去年みたいな本当にこの90ミリ以上の雨が降ったら、福島直一さんの家、あるいは池田輝吉さんのあの付近まで、全部これは被害が及んだわけですので、話をちょっと産業振興課長のほうから聞いたら、大型土のう袋があるというんじゃないですか。大型土のう袋が今ハキビナの防災工事等で撤去したのがいっぱいあるんじゃないですか。そういったのに土砂を入れて、土留めをして県道にこの直接泥水が流れないよ

うな対策をできることをやらなくちゃいけないわけなのです。そういうふうやって初めてこの県道への赤土の流出、これは与論町では1,000平米を超えた開発には、必ず赤土を流出対策防止要綱というのがございますので、これを遵守しなくてはならないということになっていますから、先ほど遠山議員は私すごいなと思ったのですが、やはりそういうことを心配して気をつけなくちゃいけないと、このように考えるわけですので、ひとつ工事ができたら少しはいいかもしれないけど、できるまでの間がやはり気をつけなくちゃいけないと、県道は交通量も多いわけですので、そのようにひとつ配慮をしていただきたいと思います。総務企画課長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ありがとうございます。今回図面に示してあります沈砂池につきましては、こちらの上のほうに駐車場を計画していますが、事業日程の方で約160台の駐車スペースが必要であるという試算に基づいて、2段でやっています。この沈砂池につきましては、この後から流れて、道路をつたってくる水、それから新庁舎から来る水、駐車場の水、この辺の水量を想定して、これぐらいのスペースで完全に賄うということではありませんが、駐車場も確保しないといけない中で、最低限のことといいますかこのような規模となりました。やはり先ほどからおっしゃるように、ここから一帯の水をこの辺の水をやはり抑えていくということは、上流部で今建設課のほうでも谷山建設前の低沈部だとか、それから新庁舎から通ってくる水を逆に下のほうに何とか土地を確保してそこに落とせないかという検討もしているところではございます。それと駐車場については、まっすぐ舗装ということではなくて、ある程度水脈といいますかその辺も見たり浸透させて様子を見ながら、また場合によっては沈砂地以外でも浸透枡等をまた設ける必要があればまたそれを設置しながら、できるだけそのウプインジュに流れる水を何とかしてここだけではなくて全体で考えていかないといけないと思いますが、そのように考えていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この表面排水等も、ただ単に海に流してしまうとこれはただ捨てるだけですが、やはりそういった浸透枡をまたは浸透池を適切に配置することによって下流域の地下水の保全にもなるわけですので、ひとつそういうふうに相対的に検討していく必要があるのではないかと参考のために申し上げておきたいと思います。

それから、次のサトウキビの生産対策についてですが、これも先ほど御案内があったのですが、今座談会等の中で生産者と収穫組合との話し合いの中で、非常に

今盛り上がっているようですが、あいにくちょっと私出ることができなかったのですが、非常に関係者から大変評価されているということです。このサトウキビのことについてですが、実は昭和36年に南島開発ができて、そのときは大体1トン当たり6,000円ぐらいだったんですよ。それでそのときに私非常に有村社長の話を聞いたことで非常に鮮烈に覚えているのですが、「僕はこのサトウキビが一番好きだ。こよなく好きだ。サトウキビは愛情をもって接すると確実に応えてくれるから。」というお話をお伺いしまして、この名誉町民の今は亡き名誉町民ですが、本当にこの島のこと、島民のことを考えておられると思って、今でも非常に思い出深いところがございます。またその昭和48年、大体10年後ぐらいですが、私どもちょっと東京にいたのですが、この与論島、沖永良部、徳之島等から1,300人規模の大陳情団が来たんですよ。その時の農協長が今の総務企画課長の沖島金重農協長でしたが、そのときの衆議院議員が私どもの郷土の誇りである保岡興治先生、当時ちょうど35歳でありました。もうとにかくすばらしいそういったことがありまして、そのときのまた田中角栄が当時の大蔵大臣であったのですが、ここに行ってこの島の町民はびっくりしているんですよ。そういうことでそのときの6,000円をじゃあ1万5000円でいいか、1万5000円でいいんだったら私がすぐ約束するよと、田中大臣が即答をしまして、「だからいいからもう島に帰ってサトウキビを1本でも多くやりなさい。」とこのようにおっしゃった歴史があるのですね。そして結果的には、君なんか御苦労だったからということで1,000円をさらにプラスして、1万6000円になったと。1万5000円とおっしゃったのですが、1万6000円でこれをスタートしたと。島から行った方々はせいぜい6,000円を8,000円ぐらいに上げてくれないかなということで陳情に行ったのですが、もう一気に倍になったものですから、大変びっくりして、本当にそういうこともあったということですが、先般、那間公民館のほうでも話し合いがあったようですが、先ほどもちょっとあったのですが、与論の畑というのは、畑総したところも大体長手方向は75メートルぐらいしかないんですよ。沖永良部、徳之島は100メートルが標準なのですが、そういう面でも向こうのハーベスタは1トン当たり5,000円ですよ。沖永良部は5,000円。与論の場合は、一番いい畑で5,200円ですけど、私どものほうはやはり効率が悪い。あとは燃費がそれだけ離島の中でも高いということでございまして、だから5,200円はそれは下げるべきではないと。このように私どもは思っているのですが、先般の議員大会で3町からそのような提案があったわけですけど、これらはそれで大丈夫という見通しは全くない。先ほどは遠山議員のほうは1トン当たりの単価をもっと上げてくれという、だからトン当たりの単価を上げることとハーベスタのこの収

穫だけの補助事業をこの適用するというこの２点につきまして、非常にこれから山町長に頑張っていただく必要があると、もちろん議会もそれ相当に頑張っていかなければいけないのですが。

それと今以上に製糖期間が非常に短い、圧縮されているような感じがあるのですよ。やはり私どもはこの適期の作付けもしなくてはいかんということ、それから労働者のある程度の給与ということ、あるいは機械の整備、そういったのを通して春植え期間の推進をもっと図っていかないというようなことで、ある程度今の製糖期間をやはり２０日程度以上は一定期間の操業休止期間を設けて、このゆとりある糖業振興をしていく必要があるのではないかと思いますのですが、振興会長である町長どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今おっしゃったように、本当にサトウキビのトン当たりの値段を上げるということ、あるいはハーベスタの作業をしている方々への賃金というようなこともいろいろやはり本町だけではできないことです。ほかの町村と力をあわせながら陳情してまいりたいと思います。

それから製糖期間の件ですが、今、年内操業というようなことで会社のほうといろいろ話をして年内操業、これからも試験的にというふうに、進めてまいりたいということなのですが、今後またおっしゃるように途中の休みを入れたりというようなことで、またこれは我々の問題です。町と糖業振興会と会社側とまた話を進めてまいりたいと、お願いをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（福地元一郎君） ５番。

○５番（高田豊繁君） やはりこの今の危機的な状況を打開するためには、どうしても国にお願いするしかないと考えますが、先人の方々のこの熱意ある行動、こういっただけでも非常に胸にとどめおきながら、今おっしゃられたように、ほかの島々とも協力しながらぜひこの問題について熱意をもって取り組んでいただきたいと思います。幸いにいたしまして、先般の内閣改造によりまして、公明党の遠山清彦議員がしゅっちゅう与論にもお越しいただいているわけですが、財務副大臣に就任されていらっしゃるということですが、やはり何と言っても国においては、この財務省が力があるわけですので、ほかの町村長とも連携していただいてぜひ挨拶方々、そしてまた私どもの福地議長は、鹿児島県の会長でもあられますので、議長も一緒になってこの問題に取り組んでいただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

次に、牛等の死体、遺体焼却炉についてですが、この既存の施設は、地方競馬全国協会の補助で農政局の肝いりもあって心配りもあって建設されて、また県も予算

を出してされているようですが、やはりこれまで炉の改修が2回ぐらいされているというのですよ。それでこれはもう予算が多くかかる施設でありまして、7、8000万円ぐらいかかるようなのですよね。それでちょっと産業振興課長に聞きますけど、年に何頭ぐらい今の既存の施設を使っていますか。子牛、成牛。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 死亡獣処理センターの受け入れの頭数ということですが、平成30年度においては、成牛が47頭、子牛が185頭、そしてヤギとかその他のが3頭になっています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この問題について、情報の整理をしたいと思うのですが、徳之島保健所にちょっと照会したのですが、徳之島管内にはこの焼却施設はないそうです。沖永良部にはこの与論と同じようにその競馬関係の補助でしているのですが、仮にこの施設がもうストップした場合、トラブった場合、使えなくなった場合なのですが、どうしたらいいのですかねということ相談したのですが、一応簡単に言いますと、大体ユンボで穴を掘ってそしてその中に牛を入れて、その上に盛土を埋め戻しを1メートル以上ぐらいしなさいと。そして30センチの土を盛った上でそこにロープを張って分かるようにしなさいと。要するに掘り起こしをしないようにということですね。そしてそこに1年間は看板をしなさい。そういうことをしなさいということで、私なんか離島なのにどうやってその手続きをするのと聞いたのですが、電話1本でいいですよと。電話したら許可はしますので後で、自己処理ということによろしいですよということでした。ですから必ずや焼却処理をしなくてはならないということではないと。この牛の死体処理については、化製場法というのと産業廃棄物処理法の両方があるのですが、まず焼却しないで埋却する場合は、個人ごとに自分の土地に基本的に埋めるということですが、この場合は化製場法による保健所の手続きが必要であるということです。それから業者が焼却施設を設置して、有料で焼却処分する場合は、廃棄物処理法による産業廃棄物処分業の許可がまず必要になるということです。それから規模によっては産廃施設の設置許可が必要になるということです。今ここに1つ後でちょっとおあげしますが、この施設があるのですが、ここに牛をそのまま入れてそこから燃やして排煙するというこの施設が、具体的に処分業のうちの許可はいるのですが、このどこがこの処分施設の設置許可が必要になるかというと、1時間に200キロの焼却をするのは、200キロ以上だったら許可がいるというわけなのですよね。そして2平米以上の大きさだったら許可があると。施設設置のですね。施設設置と施設処分業という業の許可はまた別ですので、それからもちろんダイオキシンは0.5平米以上は

ダイオキシンがありますので、1年間に1回は必ずダイオキシンの報告をしなくてはいけないというそれはもちろんですけど、そういったものです。それから燃料ですけど、A重油を大体ドラム缶1本ぐらい使うと、だから燃焼時間は大体2時間ぐらいから3時間ぐらいはかかるだろうということなのですが、ここにカタログがございますので、産業振興課長に後ほどおあげしたいと思いますが、これで大体5300万円ぐらいの予算ですね。この施設だけでですね。上屋とかそういうのはまた別ですよ。そういう電気計装類はまた別としまして、この施設の設置までで5000万円ぐらいの予算がかかるということで、この点に関しましては今農政局の確認をとったのですが、全くその国の農政省サイドの補助事業がないということでございまして、基本的に先ほど産業振興課長のほうからもあったのですが、牛の遺体というのは産業廃棄物として捉えますと、これについては各自で処理するのが当たり前という建前がございますので、補助事業が厳しいということではないだろうかと思いますが、この問題に関しても先ほどのサトウキビの問題と一緒に町長のほうでひとつ霞が関にお願いしたら、最も手っ取り早いのではないかなということだと思います。

それから、先ほど和牛改良組合の話がちらっと出たのですが、和牛改良組合は今任意団体ですよ、これは法人化されていないですよ。法人化されていない団体が、例えばAさんという人が代表だったら、Aさんの名前でその産廃処理業の許可をとったとしたら、その人が代表の間はいいかもしれないけれど、結局その人、何かあったらその代表者の責任になる、個人的な申請と一緒にするというわけなのです。それと来年またBさんが代表になるでしょう、そしたらBさんの名前でこれをまた変更の申請をしないといけないということで、だから法人化にしておけば、もう会長が1回したら5カ年に1回はまたもちろん更新があるのですが、それはもう代表者が変わらないわけですので、そういうふうにとできると。そういうことです。そこで、そこら辺も相対的に検討する必要があるのではないかと。また実施については、今産廃処理業者が2社ありますので、彼らにしてもらってもそれはいいだろうとは考えられますけど、そこら辺も相対的に検討されたいかなと思います。

それと、最後に先ほどこども議会のことについて申し上げたのですが、大変先般のこども議会は私ども全議員出席しましたが、大変綿密な計画のもとに議会が開催されたということで、教育長はじめ、事務局ですね、後藤先生も含めて委員会当局の御労苦に対して改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そういうことで先ほどの答弁にもあったのですが、全てがその実現できるということではもちろんないのですが、その受験に行くときのいろいろなそういった面とかいろいろありまして、副町長からもあるいは課長からもすっきりとした、スカッ

とした答弁もあって非常によかったなと思いますが、私最後にちょっと申したいのは、この総務企画課長がよく言われることなんだけど、学校を出てからそのまま島外に行きっぱなしは駄目だよと、だから島に帰って来てしっかりとそのまた島のためにも頑張れよということをよくおっしゃるのですが、だから例えば新庁舎の竣工式にもそういった高校生を何人かでも呼んで、そこで私も帰ってきてこの新しい庁舎で仕事をしてみたいんだと、そういうような発表も非常に僕はいいプランではないかなと思っていますので、町長にまたそういうことをまた検討したらどうかなと思うのですよ。そういうことで何十周年かのときに、いつも子供たちの論文を読ませるわけですけど、そういった場もまた活用しながら、せっかくすばらしい庁舎、駐車場、すばらしい環境ができ上がるわけですので、この施設は僕らのために使うんじゃないよと。君たちのためにつくったんだよということを示していくためにも、彼らの希望と夢が膨らんでいくようなそういうセレモニーができれば、非常にすばらしいのではないかと思います、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変ありがたい御指摘です。本当に私もいつも申し上げておおり、島立ちの教育というのは、やはり島を立てていくだけではなくて、島に帰って来て島を立てると、島を興すというようなことで成人式やら高校の卒業式のときにも盛んにPRをしているわけですが、今度の新庁舎の完成のときに高校生の代表を呼ぶというようなアイデアは私の頭の中には今ありませんでした。ありがとうございます。早速また検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5 番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、6 番、町俊策君に発言を許します。

6 番。

○6 番（町 俊策君） 6 番、3 つほど質問をさせていただきます。

1 街灯の設置について

(1) 現在工事中の茶花小学校前交差点は、交通量が多く、災害時の避難道の要衝にもなっているが、街灯が設置されておらず、夜間は道路が暗く、児童生徒が安心して下校できないのではないかと声がある。町長は、街灯の設置について県に強く要請する考えはないか。

2 茶花小学校の校門及び校庭内の外灯の設置について

(1) 茶花小学校の保護者から、校門3カ所と体育館前中央階段付近に外灯設

置の要望があるが、設置する考えはないか。

3 東区十字路の県道改良事業について

- (1) かねてより懸案の東区十字路の県道改良事業については、当該住民の当初の考え方から変化があり、当初事業予算とはかなりの減額の要望となっている。この際、当該住民の最終意見を町長自ら確認をするための聴取会を開催し、県に対し積極的な陳情活動を行い、早期に完結する考えはないか。

以上3つです。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） では、お答えを申し上げます。街灯の設置について、特に茶花小学校前の現在工事をしている交差点についてです。

茶花小学校前交差点につきましては、地域関係者の方々の御理解・御協力を得て、現在、道路の拡張及び交差点の改良工事を進めているところです。

当地区は、通勤通学にかかわらず交通量が最も多いところではありますが、御指摘のとおり夜間は道路が暗く安全とは言えない状況にあることから、関係機関と協議を行いながら早急に街灯を設置し、安心で安全な道路整備を行います。

次に、東区十字路の県道改良工事につきましてお答えいたします。

本地区は、児童生徒の通学路であり民宿やスーパー等が密集し、買い物客等の一般車両や大型車両等の交通量も多く、大変危険な状況にあることから、これまで歩道の設置を含め道路の改良整備について要望を行ってきたところです。しかしながら、総事業費に対する補償費の比率が高く、事業執行が困難な状況にあることから、現在、補償費の比率を軽減するため路線の延長や路線の変更を含めて県と協議を進めています。

本地区の県道改良事業は大変重要であると認識していますので、必要に応じ関係者の意見を参考にしながら事業実施に努めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 茶花小学校の外灯の設置についてです。

現在、茶花小学校周辺には外灯が4カ所設置されており、正門に向かって右側と南東側（グループホームゆんぬ側）が不点灯となっています。また、北門側及び西門側は、正常に点灯しています。

今後、不点灯箇所の修繕を行い、茶花小学校の保護者の意見を参考にしながら、増設の位置を含め関係機関と協議・検討し進めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） まず、茶花小学校前の街灯につきましてですが、これにつま

しては、御回答いただきましたので重ねて質問する必要はないかと思います。ただ、どの設計図にも街灯の設備が書かれていなかったのも、それで質問したのですが対処していただけるようですので、この項目についての質問は以上です。

それから、次に今教育長からお答えいただきましたが、1つだけ抜けているのは体育館前の階段を上ったところ、あそこに1つ外灯が必要な理由は、あそこは非常時のときにはその校庭が駐車場になったりします。またPTA総会とかあったときでも駐車場になっていますが、日没に至るときがあります。そういったときに非常に危険なわけで、それともう一つはかねてからの防犯上においてもあそこを明るくしておくことによって、その防犯上の効果がますます上がると思います。それから、もう一つ北側のところの校門のところは、駐車場に向かって外灯は設置されていますが、そこから北側に曲がる角があるのですけど、校門のそばに外灯設置の跡があります。あそこはあるときには今の山内さんの家から右側が照らされて暗がりじゃなかったわけです。今は、あそこは急激に真っ暗闇で、それから今の福地さんの家の向こうに行く間が暗くなって、1つの死角になっているような気がします。あそこは、やはり通行は割と多いのです。そういうこともありまして道幅が狭く暗いということで、車は徐行してくれますがやはり必要ではないかなという気がします。それは今の旧校門跡の外灯の跡に付けることによって解決はできると思っていますが、もう1回御検討をお願いしたいと思います。茶花小学校の保護者からのそういった意見がございましたので、あえて申し上げます。また、非常時の場合の避難地でもあるということを含めまして、ひとつ安全対策をよろしくをお願いしたいと思います。回答につきましては、以上のことが含まれておりましたので、これ以上の質問はありません。

それから、東区十字路の問題ですが、当初、私あそこの問題をいろいろ尋ねたりして携わってきってから、随分と意識が変わっておりまして、まず百合ヶ浜に向かって左側の方面への撤去工事がなくなったということ、それから右側の方は補償費というものが無くなっています。壊してくださいと壊すだけの工事のみになっていますし、それから、もう一つまたミンテルですか、あそこもまた壊すだけで結構ですというような具合にして、当初の事業案からすると要望事項が大分軽くなっています。さらにそれ以外にも工事費の問題と道路の長さなどが影響してくるみたいですが、あと2カ所ほどそれが解決できれば計画どおりにいくのではないかなという気がいたしていますが、私がここであえて町長に出ていただきたいということは、町を挙げてやっているということ。今すぐあそこは解決されませんし、しかし危険はずっと続くわけで。あそこは子供も通りますしもちろん一般も通るわけですけど、前回の登下校路の安全の会合ではあそこを迂回させようと、子供たちを迂回させな

いと危ないということで、そういう結論であります、登下校路であるということやら町民の一般の安全対策上からも必要ですし、また要求も要望も壊していただくだけで結構ですということにも変わってきています。そういったことでもう1回内容を検討していただいて、それと同時に町長がやはり出られて、駄目押ししていただく。いいですねということで、再三向こうはいろいろな条件がいろいろな人が関わっていましたが、今は非常に協力的ですので、その辺も踏まえてぜひ陣頭指揮を取っていただいて、早急に解決していただければと思います。とにかく、私はスクールガードリーダーとしての責任からも、これをぜひ早急に解決していただきたいということで、ぜひ町長は陣頭指揮を取っていただいて、それからまた課長以下担当課の方々が、非常にここまで来たのも彼らのおかげだと思うのですが、さらにもう一息元気を出していただいて、あと道路延長のことによって経費削減というようなことでもあるようです。あと一息のようですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。とにかくあそこで事故がないように、それだけを願っています。どうかそれに対応して、これだけ私たちも一生懸命やっていますということもまた町民の方々に分らせていただくことも大切だろうと思います。というのは、そういったことが今後のいろいろな道路行政、それからいろいろな町の行政について町民の協力的姿勢を生み出していくのではないかと思いますので、その辺を検討していただきたいと思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、8番、野口靖夫君に発言を許します。

8番。

○8番（野口靖夫君） 町長、お久しぶりの一般質問です。朝の町長のお話によると風邪を引かれて体調を崩されているというお話ですが、私も喉をこじらせて体調を崩していますから、お互いに体調の悪い者同士でひとつ、島の未来に向かってお話をさせていただきたいと思います。本日は、先ほど議員の方々が、町長の2期目の当選に対して祝辞を言っておられました。私は、最後に町長の話聞いてから申し上げたいと思います。

今回は通告いたしましたように3点について質問させていただきます。

まず1点は、水産、いわゆる漁業振興についてお聞きしたいと思います。もう1点は町長の公約であります抜港対策、これは町長の公約どころか与論町民こぞっての願望であります。もう1点は、防潮対策、これも町民こぞっての願望なのです。そこで私は先ほど先輩方の質問を聞きながら思うことは、やはりやるというその意欲は分かりますが、どのように町長はこの問題に取り組んでいかれるのか。そこが

一番大事ではないかと思ひまして質問するわけなのです。

そこで1番目の漁業振興についてから質問させていただきます。町長は、所信表明の中でもあるいはまたあらゆる場面でこう言っておられます。養殖業の研究や魚介類の確保や流通体制の改善による水産業の振興を図りたいと。そしてそのために私はそこを具体的にどのように取り組んでいかれるのかということをお聞きしたいわけなのです。そこで、考えることは、私が常に、今日は地域おこし協力隊の方も傍聴されておられますが、我々が今一生懸命行政も議会でも口を酸っぱく言っているのですがふるさと納税、このふるさと納税を増やしていくためには、どうしても特産品開発が必要ではないかと。また産業振興においては、この特産品開発というものは大きなウエイトを占めるんじゃないかなろうかと、私はかね日頃からそう思っているのです。徳之島町が奄美群島の中で今4億8000万円ぐらい、約5億円のふるさと納税の額を上げています。そこには職員をはりつけてやっているのです。また、この間の委員会の質問の中でも指摘しましたが、宇検村の地域おこし協力隊が特産品開発に取り組んでおられるというそのマスコミ報道、あれもお聞かせいたしましたね。これは別に私が申し上げているのは、その地域おこし協力隊の方々に全部お願いしますというのではなくて、この役場の産業振興課という課があるわけだから、その中に職員を置いている。そして地域おこし協力隊の方々と協力させてやっていけばいいのではないかと、それが中身が濃くなるのではないかと、ということを申し上げているのです。このことは、今本町におけるふるさと納税の額から比較しても、徳之島町のほかの奄美群島の市町村の額と比較したら天と地の差なのですね。そこに職員を2、3人はりつけたとしても、これはペイできますよ。そしてまた産業振興の一番手っ取り早い方策なのです。今、町長はこう言っておられるわけだから、そこをどう取り組んでいるかを聞いてからまた質問をさせていただきたいと思います。

それから、漁船の保全施設いわゆる漁業振興、水産業の振興ということは、どうしてもその漁をしようとしても、その漁港の入り口に砂が溜まったりした場合にはそれを除去しなければなりません。その除去することがまず1つ。もう一つはこの2番目に書いてあるのですが、船の保全、修繕しなければ安心して操業できないわけなのですね。いくら漁業振興してもその自分が乗る船が壊れるのではないかと、壊れそうだというものが修繕できなければ、これは私が申し上げなくても当然のことなのです。このドックの問題というのは、我々は環境経済建設委員会の中で毎年何年間として非常に一つの議論の的になっているのです。これは恐らく担当課であられる産業振興課長や産業振興課職員、また建設課の職員もこれはもう認識はしておられるのですよ。これからどうすればできるか、やりたいという気持ちは恐らく私

と同じだと思うのです。どうすればこれができるかということで、今悩んでおられると思います。だから、これは漁民は今沖縄に、先ほど町長のお話にもありましたように、漁船の大型化によってクレーンでは上げられなくて沖縄までいて沖縄で直して帰ってくるのです。そういう大変な御苦勞をされているのです。それを解決することこそ産業振興、漁業振興ではないかと私は思いまして、こう指摘しているわけなのです。

それともう1点は、先ほど申し上げましたように、町長のこれは公約です。抜港対策、いわゆる鹿児島・沖縄航路、この航路の抜港対策、供利港・茶花港この改修によって抜港対策がかなり改善されると思うのですよ、かなり。このことが私も経済だけではなくして、我々の生活にとって最重要課題なのですね。特に茶花港の場合は、あのリーフの口ね、口。あそこに誘導灯がないもので、一番最初はあったらしいのです。それが台風で流されてなくなってしまって、それがまだ完備されていないのです。補修されていない。そのために沖のほうに船が来ている、だけど霧がかかって入ろうとしても、その霧で見えないです。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に、この防潮対策です。この防潮対策というのは、非常に今ハキビナ海岸とか前浜海岸、麦屋漁港等をこの防潮対策のために町長はやろうとしておられます。その中身について詳しくお聞きしてみたいと思います。

1 漁業振興について

- (1) 町長の所信表明に、養殖漁業の研究、魚介類の加工や流通体制の改善による水産業の振興とあるが、具体的にどう取り組む考えであるか。方策を伺いたい。また、特産品の開発は行政による強力なサポートが必要かと思われるが、どう取り組む考えであるか。
- (2) 漁船保全施設（漁港）の中に、船舶修理施設（ドックヤード）の整備が必要かと思われるが、どう考えているか。
- (3) 漁船の安全航行と操業意欲の保持のためにも、江ヶ島漁港、赤崎漁港入口に堆積している砂の除去が必要かと思われるが、どう考えているか。

2 町長の基本公約である鹿児島・沖縄航路の抜港対策について

- (1) 本航路の抜港問題の解決は永年の町民の願いである。議会、執行部が一体となり解決に向け取り組んでいる中、供利港、茶花港の抜本的な改修整備が望まれている。今後の施策について伺いたい。

3 防潮対策について

- (1) ハキビナ海岸、前浜海岸、麦屋漁港の防潮対策について、今後の整備計画と具体的な施策を伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。野口議員の熱意は重々伝わってきました。本当にありがとうございます。それでは、準備した回答に沿って申し上げたいと思います。

まず、養殖漁業の研究とかそれから魚介類の加工、流通体制の改善等について水産業の振興はどう進むのかということです。

まず、養殖漁業に関しまして、現在、漁協と鹿児島大学が共同でヒオウギガイとカキの養殖研究に着手しています。このほか、離島漁業再生支援交付金を活用し、スーナの試験養殖及びシラヒゲウニ放流による中間育成を行い、経過を観察しているところです。これらの養殖試験を継続していくことにより、養殖漁業の確立を図ってまいります。

流通体制については、輸送コスト支援事業を活用し、既存の魚箱のサイズに合わせたコンテナを導入することで、積載量を増やし輸送コストを低減できました。また、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、市場内にスノコを導入するなど市場内衛生面の改善や生き締め講習会及びナノバブル等の導入による鮮度維持の向上に取り組んでいます。

水産物特産品の開発につきましては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し実施しており、原料の確保などの課題がありますが、漁協加工部、商工会や観光協会等関係機関と連携しながら一体となって進めてまいります。

次に、ドックヤードの整備についてです。

御指摘のとおり、近年漁船の大型化が進む中、現状の修理施設では手狭であり作業効率に影響があると認識しています。漁船の修繕は、漁業経営において最も大切であり、安心して漁業に携われるよう修理施設の整備について、漁業協同組合及び関係機関と協議しながら取り組んでまいります。

次に、江ヶ島漁港や麦屋漁港入口に堆積している砂の除去についてです。

江ヶ島漁港航路における砂の堆積につきましては、かねてより県へ浚渫の要望を行っているところであり、現在、県の担当課において県単事業での予算要望を行っ

ているところですが。

また、麦屋漁港の航路入口付近では砂の堆積があり、利用頻度が多い箇所でもあることから、今年度測量設計業務委託を行い、来年度より島水防波堤の基礎部分の洗掘箇所の補修対策とあわせて土砂堆積の浚渫を計画しています。

次に、抜港対策についてです。

与論港においては、これまで港の改修が進み8,000トン級の船舶が接岸可能となりました。しかしながら、港湾区域は平坦な地形であり、天然の海岸地形に恵まれておらず、相次いで襲来する大型化した台風の影響により定期船の条件付運航や抜港、欠航が長期化し、生鮮食料や生活物資はもとより、電気・通信設備の災害復旧機材の輸送や航空機燃料等の確保に支障を来しているのが現状です。このことから、船舶等の安心安全な海上輸送対策について、これまで国や県に対し風や波浪に影響されない港湾整備の要望を行っています。

本年8月には、国土交通省鹿児島港湾・空港整備事務所長及び県空港・港湾課長等による視察があり、関係事業者等含め意見交換を行い、災害に強い港湾整備を重ねてお願いしています。

来年度には、県事業で与論港供利地区及び茶花地区について、調査委託を実施する計画であります。また、与論港の港湾整備については、本町における国土強靱化地域計画に盛り込みながら事業化に向けて県と協議を進めてまいります。

次に、防潮対策についてです

ハキビナ海岸中央部では、大島支庁林務水産課に海岸防災林造成事業を実施していただき、今年度で防潮堤306.3メートルが完了し、来年度から植栽工事を実施していただく予定です。東側及び西側については、沖永良部事務所農村整備課で海岸保全施設整備事業（高潮対策）を実施し、東側が堤防工223メートル、西側が堤防工70メートルを進め、令和5年頃の完成を目指しています。

麦屋漁港につきましては、機能保全調査の結果を踏まえ、今年度測量調査設計業務委託を行い、来年度より防波堤や物揚場の基礎洗掘箇所の修繕及び砂の堆積箇所の浚渫を行う計画としています。防潮対策に関しましては、機能保全改修工事を進めながら、漁業関係者等と協議を行い取り組んでまいります。

また、前浜海岸につきましては、測量設計業務委託を終えたところであり、今年度より護岸及び道路のかさ上げ工事を実施し、背後地の安全確保に努めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 一般質問は、通告制度であります。ですので、自分の時間の持ち時間の中で通告したことを質問するのが一般質問なのです。それと、もう一つは

会議規則に則ってやらなければなりません。そして、その申し合わせ事項というものを遵守してやらなければ、一般質問じゃなくなりますね。と、私はそう思いながら一般質問をしているわけです。

そこで、第1点についてお聞かせください。先ほど町長の答弁の中にもございましたが、この今町長が答弁されようとしていることは、私は想定内で質問しているわけなのです。だから私が申し上げているのは、今大事なことは、本当に町民が例えば我々は環境経済建設委員会の中で、大体年に1回か2回ぐらいは各種団体、いわゆる漁協あるいは商工会、観光業会、観光協会とときどき意見交換会をするのです。その中からその商工会の方々が、漁協の役員の方々がどう考えておられるのか、それをお聞きしてそれを行政に反映させるのが議会議員としての職責だと私はそう思っているのです。だから申し上げているのです。そう思うときに、私は外れた質問はしていません。通告したとおり質問しているわけですので、どうかひとつそこら辺は御理解いただいて、すばらしい中身のある濃い議論をさせていただきたいと思います。

今町長の御答弁の中にありましたように、着手を進めておられるんだと、この水産業振興のためにですね。それは分かります。じゃあいつ頃からやるのですかということなのです。このドックヤードの問題でも、ヤードの問題でも、これは今に始まった問題ではないのです。7、8年前からあるいは10年ほど前から進行しているのですね、あそこのあれをつくるときから。だからそういうことですので、どうかひとつ情熱をもって、今申し上げたこれは3点絞って1番2番3番まとめて質問しているわけなのですが、本当に情熱を持たれて、町長も奄美やあるいは県にも御出張されます。その都度足を運ばれて県庁の職員とひざを交えながら直訴していただきたい。そうしないとこれは前に進まないのです。だから、やりたいというそのお気持ちは分かります。情熱も分かりますけれども、やらなければ意味がないわけですね、前に進まなければ。そういうことなのです。ですので、この先ほど言いました江ヶ島の砂の堆積の問題でも麦屋漁港の砂の堆積の問題でも、我々のその委員会の中で議論をしているのです。だけれども、それが前に進まないから申し上げているのです。どうかひとつそこら辺も一つ一つ解決していただきたい。動かなければなりません。またその強力なサポート、特産品開発の強力なサポートが必要であること、先ほど申し上げました。これはやろうとしている商工会の皆さんや観光協会の皆さん、あるいは漁協の加工部の皆さんと一緒に取り組んでやろうとしているということを申し上げましたが、町長が言っておられましたが、本当に中身のある連携した特産品開発をやっておられるのか。みんなバラバラではないか。バラバラではこれは本当のいいものはつくれません。そのためにどれだけの予算が、こ

れ行動するためには予算が必要です。予算化して、連携しながらやれば素晴らしい特産品ができます。そしてそれなりに行政の中で責任ある職員を置いて、そして先ほど申しあげました地域おこし協力隊の皆さんにも御協力いただきながらやっていけば、必ずやそのふるさと納税の金額も上がりますし、また地場産の産業振興にも関わると私はそう思っています。所得の向上にもつながります。そういうことを申しあげているのです。ぜひひとつ進めていただきたいということを申しあげて次に移ります。

その町長の基本公約でありますところの、先ほど申しあげましたが、その供利港、茶花港のこの改修問題、これは先ほど詳しく申しあげたのですが、これは本当に沖のほうから船が行っているのに、波はそう高くないのです。ただ内側が霧がかかって見通しがきかないもので、リーフの口のところから入って来られない。だからただ港を改修すればいいだけのものではなくて、港も改修しながら、入り口の誘導灯の整備というのもしっかりとしておかなければ、これは入れないのです。霧がかかるし特に春の時期なんかは、私は何回もそれは経験したのです。だから一緒にそれもこうですよという今の現状を、実態を言わなければ分かりません、県としては。だからそのことも添えながら進めていただきたいということなのです。

それから、最後に3番。防潮対策です。この防潮対策は非常にやらなければならない問題なのです。今町長が言われるように、この麦屋漁港あるいは前浜海岸、ハキビナ海岸この3点、今ハキビナ海岸をやっています。こういう問題を一つ一つ、これの次には前浜があるんだと、前浜の次は麦屋漁港があるんだということで今進めようしておられるのも分かります。私の経験上、これは与論町南海岸保全防災事業、こういうことの一環としてやっているわけなのですが、これはもう議員の皆さん全員と鹿児島県のいわゆる県の出先機関じゃないんだが、そういう機関と話し合いをして進めてきている事業なのです。そうなのです、町長が足しげくその情熱に持っていかれたら、これはもう必ずできることと私は見ているのです。だから辞められました知名町の平安町長は、県庁に行かれるたびにこういうことは足しげく行って、さすがに町長になる人は時間を惜しまないで、せっかく鹿児島に出て来ておられるわけだから足しげく通われて、そして地元である沖永良部の事務所を通過していったらこれは大変なことですので、沖永良部の事務所とも常に連携を取りながら詰めていけば、必ずできると思います。

私は最後に申しあげますが、環境経済建設委員会で大分県の姫島というところに行きました。そこは、田中角栄時代に西村という副総理が出た島なのです。外海離島、全く与論島と一緒にです。そのJRの駅からその姫島に渡るその連絡船の着く場所まで、2時間ぐらにかかるとのことです。それからまたフェリーで渡る。本当に外海離

島の島なのですが、その島から日本の政治を動かす西村という副総裁が出られたのですが、私が見て感じたことは、その向こうは地震常襲地帯なのです。大分県というのは地震常襲地帯、与論町は風ですね、台風常襲地帯なのです。だから津波に関しては大体似ているのです。だから、その津波というものをこの防潮対策というものをしっかりとしておかなければ、忘れたところにやってくるものです、間違いなく。大分県のその姫島というところもそうだと思います。また与論島もそうなのです。そうした場合にはこのやるべきところをやらないと。だから我々環境経済建設委員会の面々が行って感じたことは、本当にこの島から安定した政治家を出して、その政治家の西村先生が持っておられる情熱でもって、この島の防災をしっかりとやるんだというその情熱ですね、やられた御功績というものは顕著に表れているのです。だから日本全国からその防災関係では視察に来られるらしい。そう思うときに、この防災というものは、決して我々与論に生まれた人間は忘れてはならない。しっかりした理念を持って強力に進めていく必要があると思います。どうか我々の行ったところの姫島には、西村副総裁の銅像が建っていました。与論島には、山元宗町長の銅像を建立して、永遠とその御功績をたたえられますようにぜひ頑張ってくださいたいと、終わります。時間が来ました。答弁はいりません、ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 8番、野口靖夫君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時46分
再開 午後 1時27分
-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林敏治君に発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） それでは、令和元年第3回定例会の一般質問をいたします。

1 地域温暖化対策について

- (1) 政府は、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという目標を閣議決定している。本町においても地球環境を守るため、二酸化炭素の発生が抑制された先進的な地域づくりに取り組む考えはないか。

2 子育てしやすい環境づくりについて

- (1) 新庁舎建設完成に伴い、多目的屋内運動場に設置してある仮庁舎を撤去

した後、親子でいつでも楽しく遊べるような遊具や運動具などを設置して、子育てしやすい環境づくりに取り組む考えはないか。

3 育苗センターの運営について

- (1) 現在、育苗センターはあまり利用されていないが、周辺の環境整備を行い熱帯果樹や薬草野菜などの特産品の研究開発に積極的に取り組む考えはないか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、地球温暖化対策についてお答えいたします。

本町においては、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に関する実行計画を平成20年度から策定し、5年ごとに見直しを行っています。実行計画行動指針としては、クールビズや地球温暖化ポスター等による啓発を行ってまいりました。しかし、昨今の地球温暖化問題の深刻な状況を踏まえ、より効果的で具体的な温室効果ガス排出抑制の行動指針を定め、町一体となって取り組む必要があると考えています。

次に、育苗センターの運営について申し上げます。

育苗センターは、新品種・新品目の試験栽培施設としての利用が期待されており、現在、施設の一部では、果樹の新品目としてアボカドの育成を行っているところです。しかし、将来的に島の園芸業の可能性や農業の持続的発展を支えていくためには、さらに多くの作物について検討を進めていくことが重要であり、同時に特産品開発を下支えすることにもつながるため、野菜や果樹、国が推進する薬用作物、ヨモギやゲットウといったハーブなどの新品目の栽培化を模索したいと考えています。差し当たっては、作業性向上のための通路やかん水施設の整備などを検討し、あわせて職員の配置及び関連団体との協力体制を図りながら、特産品開発を推進できる環境整備に取り組んでまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、子育てしやすい環境づくりについてお答えいたします。

多目的屋内運動場は、本来はテニスコート4面、ゲートボールコート6面、フットサルコート3面の使用が可能な施設です。大島地区レベルの大会でしたら誘致できる施設ですが、仮庁舎が設置されてからは誘致できない状況になっていましたので、撤去後は積極的に誘致をしようと計画しているところです。

子育てしやすい環境づくりについては、多目的運動広場の遊具公園の活用状況、赤崎公園、与論港コースタルリゾートの活用状況も踏まえて、子育て世代の意

見を聞きつつ、考えてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 1 点目のこの地球温暖化問題は、将来避けては通れない大きな問題だと思っています。先般、世界各国の首脳が地球温暖化問題を議論する気候行動サミットがアメリカニューヨークの国連本部で開かれました。2020年から運用が始まる温暖化対策の国際的枠組みでパリ協定の目標を実現するため、77カ国が50年までに温室効果ガスの排出実質をゼロにするという約束をいたしました。その中でスウェーデンの環境活動家のグレタ・トゥーンベリさん16歳が演説し、「私たち若者世代を裏切るような選択をするなら絶対に許さない。地球は絶滅の始まりにあるというのに、あなたたちが話すのはお金と永続的な経済成長のことばかり。」と批判しました。そして、「状況を理解していながら行動しないのならば、あなた方が邪悪な人間ということになる。私はそれを信じたくない。」と強く主張しています。

また、近年日本国内においては、大型コンビニエンスストアなどでは再生可能なエネルギーで電力が供給できる仕組みを取り入れ、CO₂削減に向けた取り組みを進めています。また大手企業では、水と油を海面活性化剤などで完全融合させ、燃料をつくり出し使用し、CO₂、50%の削減に向けた取り組みを進めています。

そこで、町長に伺います。再生エネルギー可能なものを取り入れて、やはり積極的に本町も推進していく必要があると思いますが、どう考えているかお伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その16歳の女の子が演説していることをよく聞きまして、私も、ああ、すごいなあと思うし、本当に考えなきゃならないなと思っているところですが。今役場の庁舎を造る際も、契約する際も議論いたしまして、太陽光発電のどうのこうのとあるいは風力のこともいろいろ部内でも話し合いをしているところですが、なかなかその実現まで至っておりませんが、今後検討していろいろと勉強しながら、今後また学んできたいと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） ぜひ、検討していただきたいと思いますが、CO₂は化石燃料からつくられておりまして、化石燃料を燃やすと二酸化炭素がCO₂が発生するために、今地球の気温を上げて暮らしに影響を与えているということでもあります。そんなことで、どんな気象変動が起こってまた何が起こるのかといいますと、1つ目にやはり平均気温が上がる。日本に上陸する台風が巨大化し、いわゆるスーパー台風ですね、また発生していますけど。そういったのが発生をいたします。そしてま

た水不足と干ばつが起こりまして、作物の減少になる。それから海面の高さが上昇して2100年には大体最大1.1メートルの海水の上昇があると。そして世界の漁獲高が大体24.1%減少するというふうになっています。そういったことから、やはりいろいろなこれに対する対策を講じていかなければならないと私は考えています。副町長、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） これはやはり当町の我々だけの問題ではなくて、全て本当に全世界的な問題というふうに捉えていかなくてははいけない。特に、それでは我が島で何ができるかといえば、やはり二酸化炭素を出している煙突から煙を出さないことですよね、早い話が。つまり、ごみの省力化とかいろいろな我々地元、足元からできる部分から考えていく必要があるのではないかなと。現在与論に入っているほとんど食料品を包んでいるものはごみです。そういった対策についても、やはり消費者の我々からもう少し考えながらやっていかなきゃいけない。ただ、環境問題ということで、これをどうすればできるかという問題ではなくて、これを広く、やはりいい機会に来年また奄美と沖縄とが自然遺産にも登録されていきますので、奄美全体あるいは沖縄、こういったエリアとして何ができるかというのも総合的に考えていく必要があるのではないかなと思いますので、ぜひ我々でできること、そしてまた町民一人一人がやらなくちゃいけないこと、町全体として取り組むこと、そういったことを一つ一つ精査をしながらまた進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 令和2年度の国の予算編成及び施策に関する要望の中で、地球温暖化対策など環境問題が世界的な取り組みとなる中で、町村においても地球温暖化対策を推進していくことが求められています。町村の実行計画に設定した温室効果ガス削減が目標になるよう達成できるように、積極的な支援体制を構築することとなっています。そういうことからして、本町においては何かができるかということなのですが、私の考えは、まずガソリンスタンドの方々には申し訳ありませんが、電気自動車の推奨をすることと私は考えています。それと燃料電池自動車、結局水素ガスを発生させて、その燃料電池自動車を動かすというのがあるのですよ。今ある大企業では、水からガスをつくっているのです。水を触媒してですね。水から全部つくれるのですよ、ガソリンもガスも。そういうふうはこの世の中はスピード時代ですね、やはりそういうふうに対応していかなきゃいけないなと思いながら僕は考えているのですが。どうでしょうか、今後の推進ができるかできないか。あるいはまた何とかして、もちろん電気自動車は何台か入っていますが、そういった考え

はないでしょうか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当にガソリン燃料、化石燃料をできるだけ使わないというふうなことです。今後我々も電気自動車あるいは水素ガスを使うようなそういう方向でできるだけ検討してまいりたいというふうに思います。再来年また第6次の振興計画も策定しますので、そのあたりにも入れながら検討していければと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ、検討をお願いします。

次に、子育てしやすい環境づくりについてですが、先般第1回のこども議会がありました。その中で、子供たちがいつも楽しく遊べる公園の建設予定についての質問がありました。最近子供のゲームやインターネットの使い過ぎなどのネット障害という病名について耳にすることがあります。外で遊ぶことの大切さも言われていますが、私の周りでも友だちの家に集まって、外で遊ぶのではなくゲームをしていることがよくあります。「ゲームだけではつまらないので学校に行って遊ぶこともあります。毎日行っているところなので遊んでいてもすぐに飽きます。また夏の暑い日は、日陰がないので遊具が熱くなっていて遊べないこともあります。今年の6月のように毎日雨が降っていると、外で遊ぶことができませんでした。なので、暑い日や雨の日でも遊ぶことのできる公園が欲しい。」という強い要望がありました。これについて、この答弁を見ますと、もうちょっと中身を聞きたかったのですが、多目的運動場の屋内運動場には、これはもちろんテニスコートもありますし、ゲートボール、フットサルもやってはいると思うのですが、これは子供たちのためには何もこれは利用されていないということです。昨日も高齢者の方が福祉運動会とかあいう優遇されて、あいう屋内でされていますが、やはり小さな子供たちからやはり親子で遊べるような何といいますか、取り外しのできるエアープックみたいな何かありますよね、大手スーパーの例えばジャスコとかの屋内に。子供たちは金を払って遊んではいるのですけど。そういうような簡単な取り外しのできるような遊具をやはり設置する必要があるのではないかと、それと同時に小さい子供たち、幼児の方々のキッズコーナー、こういうのも私は取り入れるほうがいいのではないかと思います。昨日の福祉運動会には、小さいひ孫、孫、そして子供たちが応援しに来ていました。そういうことも考えて、やはり何か雨の日も風の日も、安心して遊べるようなコーナーをひとつつくっていいのではないかと思います。いかがですか、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君）　ありがとうございます。子育て支援室というようなところで、今のような遊具をおいて親が買い物でたらに子供を預けて、そういう場所で遊んでまた子供を引き取っていくという場所もありました。見ています。今おっしゃられるように与論にもそういう雨のときに小さな子供を預けたり、いろいろな支援の段階からということで、今ちょうど自分たちだけで遊べる年代と、やはりさまざまな場面での遊びのことについても私も考えてはいるのですが、旧庁舎の跡地の問題の中でもまた今後検討されるのではないかとということも考えていますので、まず今のところは、暑くて雨のときには遊べないのですが、外のクラブハウスの隣のあそこのほうで日中の普通のときに遊べるのは大いに活用してもらって、赤崎公園もまた親子連れでもばらばらですが、ときには遊びに来られているようなのです。そういうところで置けるかどうかも総合的に考えながら、もし遊具の設置をするのであれば、ある一定、与論の場合集約した1カ所に持ってこないで、分散しての設置というのは非常に難しいのかなということを考えていますので、そういった今後のこども園の統廃合も含めた施設とか、さまざまな中でどこかタイミングがあれば場所をまた設定して置ければなと考えています。

○議長（福地元一郎君）　4番。

○4番（林　敏治君）　私が言いたいのは、この多目的屋内運動場の利用を、最大限に利用することと思って私は質問しています。確かにあちこちの公園もたくさんあるわけですけど、しかしながら昼は公園で遊ぶ人はいません。夕方でしょうね、大体集中しています。そういう感じなので、ひとつ検討する余地があるのではないかと考えています。子育て支援に関係する町民福祉課長、どう思いますか。

○議長（福地元一郎君）　田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君）　まさに林議員のおっしゃることはよく分かります。私この前ちょっと名瀬の新庁舎の中をちょっと見物させてもらったのですが、その中にも子供たちが安心して遊べるようなちょっと柔らかいこうしたものがあつたのですが、そういった感じでいろいろな鉄棒とかそういったものではなくして、小さな子供が安心して遊べるようなそういったものを、簡単に取り外したりまた組み立てたりできるようなものがあれば、そういった多目的運動場なりあるいは役場庁舎内なり、新庁舎内にやっていけるのかなとちょっと感じたりもしました。ただ、一応今のところハレルヤこども園のほうにもちちょっとお子さんを、入園者だけではなくて、小さな子供を持っておられる親子同士で利用できる場所もございます。

○議長（福地元一郎君）　4番。

○4番（林　敏治君）　副町長にお尋ねしますが、大変あのときのこども議会には相当後で感想といいますか、そのときに感動していらっしゃって、よしこれから私がや

ろうとそういう意気込みが私は感じられたものですから。僕はもうこれはできるものだと考えておりました。副町長どうですか、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 実は2週間、3週間ほど前に、台風18号で沖縄に閉じ込められておりました。そのときに行くところがなくて西崎の町を車でずっと回ってありましたら、偶然そういった施設がありました。ホールの真ん中のほうに遊具があって、周りに1階の施設で20店舗ぐらい店舗があり、2階のほうはさらに50店舗ぐらい展開しているのですが、本当に買い物をしながら、あるいは買い物の終わった後に家族で外食もしながら楽しみながら子供たちがやっている姿を見て、ぜひこれは先ほどのこども議会の話も出ましたが、町内に1カ所ぐらいあってもいいのではないかというのを自分でこの目で見てまいりましたので、ぜひ時機を見て、できたら私が生きているうちにできたらいいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 期待をしていますので、ぜひ実行してください。

それから、3点目の育苗センターの運営についてなのですが、もう毎月の競り市のたびにあそこを通るのですよね。もうあそこを通ったら育苗センターは何をしているのかと、何を栽培して何を育苗しているのかというふうに私も感じていながら、またあらゆる農家の方々からも聞いているのですが、平成4年からだったですか育苗センターの運営が始まったのは。確かにJAが運営しておりましたが、そのときには、花き、花の苗づくりで担当者を置いてあそこで一生懸命4、5年頑張っていました、これはもうただ花き、花の育苗センターでしたので。そういうことで、その後からは全くあまりはっきりした作物といいますか、そういうのはなかなか利用されていないなというふうに私は感じています。そういうことで向こうのまた敷地を、あれは町有地だとは思いますが、相当広いのですねあの敷地は。何か向こうでできないものかなと、いつも僕は日頃考えているのですよ。町有地をもつたないなと思ひましてですね。ですから、私が今質問しているのは、向こうで何とかこの特産品につながるような商品、品物の苗づくりをしていただきたいなと思って、これは今の質問を出したわけなのですが。担当課長どう思いますか、お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。私が産業課に入りまして一番率先的にしなければならない施設ではないかと思います。これまでに施設を確認しましたところ、なかなか初期の目的が非常に達成されなくて、ましてや放置と言ったらちょっとあれですが、なかなか手を付けられないような状況にあったものです

から、このことにつきましては、入りましてから環境整備をまずしようということで、今重機を入れながらハウスの周りの周辺整備をしているところです。これからまたこの今答弁にもあるように、与論町でできる特産品とかそれからハーブだとか、そういったものを運営委員会にもかけながら活動していければというふうに考えているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） ちょっと決算書を私は見て、育苗センターの運営費が当初18万8000円、補正で32万円、合計48万8000円となっているのですよ、運営費。これは何に使われているのですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） まずは重機を入れたりとか、それからハウスのビニールだとか、もろもろの周辺整備の需用費に充てたいというふうに考えています。その後にもたいろいろ運営会議のほうでまた確認をいたしまして、今後の運営状況については協議をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 場所的にも、特産品開発センターそして土壌センター、そしてこの育苗センターとこの敷地を連携を取りながらやはり進めていくということが一番大事ではないかと思います。私が思うのは、この熱帯果樹は最近マンゴーが相当特産品になっていますね。マンゴー農家も増えています、もうちょっとこのマンゴーの苗木でもやはり種から増やして接ぎ木をして、そして与論町民にみんな配られるような体制をとっていただきたい。またマンゴーだけではなくて、このアボカドというのもこれは沖縄でいっぱいつくられています、もうちょっと種類というか品種をもっと広げて、栽培というか苗木をつくっていただきたい。そこにアテモヤ、ドラゴン、スターフルーツとかいうのは与論の三大美果になっています。ぜひいろいろな新しい品種を導入していただいて、ほしい方には苗木を少しでも安くして配布するとか。沖縄あたりでは相当苗木は高いのですよ。なかなか買えない、高すぎて。そういったこともやはり特産品につながるような果物をつくってほしい、苗木をつくってほしいということです。

そして、この薬草ですね。薬草野菜というようなことですが、ここの答弁の中にはヨモギやゲットウといったハーブというのは、これは前々からずっとあるのですね、与論に。その辺にあちこちにいっぱいありますよ。しかし、もうちょっと何か目玉になるような薬草を少しは研究開発して、やはり苗木もつくる必要があるのではないかと思います。これが町民福祉課の長寿方策につながるわけです。いかがですか、副町長。何かうなずいておられますので。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ごもつともだと思っています。保健センターにいる時代にその薬草のことを山悦子さんをお願いをして、島中の薬草を集めて分布図をつくったりとかいろいろそういったことをやってきたのですが、実際にそれが商品につながらなかった理由というのは、絶対量が与論に不足しているからです。ですから、そういった部分をより農家の小遣いになるような形で何か特産品の開発ができれば、また高齢者の方々が生きがいを持ってまた栽培をしたり、いろいろないい方向に展開していけると思いますので、今後また検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） ぜひ期待はしていますが、今現在見ると向こうのハウス 2 連棟が 2 つあって、1 連棟が少しあって今解体していますね。だから向こうは本当にやる気があるかないかというそういう意気込みが感じられない。ですから、向こうはもちろん台風も来てビニールもネットも全部吹き飛んでしまって、そのままになっていますけどね。もし、皆さんがあまりできないというか余計な仕事だと思うかもしれないかもしれませんが、やはり努力をしていただいて、前向きに考える必要がある。もしそれができなければ民間にでも委託するか、また民間にも貸してくださいあのハウスを。僕はそのほうがいいと思いますね。課長どう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。いろいろと課題もありますが、今申し上げたとおり、町と一緒に丸になって頑張りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 時間になりましたので、私の質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 4 番、林敏治君の一般質問を終わります。

次は、9 番、林隆壽君に発言を許します。

9 番。

○9 番（林 隆壽君） 本日最後の質問をさせていただきます。

質問を行う前に一言、山町長へ申し上げます。今回の御当選おめでとうございます。無投票で当選をされましたことは、町民全員の信任がなされたことであり、責任の重さは重大であると認識をされておられると拝察をいたします。1 期 4 年の実績、経験を踏まえ、2 期目の 4 年間で、全力投球で外海離島に住む与論島民の前に横たわるさまざまな困難な課題に取り組んでいただくことを御期待申し上げ、質問をいたします。私は物覚えが悪いものですから、原稿を読まないと言っている

か分からないということで、原稿を読ませていただきます。

1 サトウキビ再生産への将来性について

- (1) サトウキビ生産者の間で、ハーベスタ収穫作業委託費や関連経費の農家負担増による農家手取りの減少や、ほ場における収穫作業技術の格差などの問題点を指摘し、サトウキビ栽培の将来を不安視する声が広がっていると聞く。平成5年のハーベスタ導入開始から25年経過したが、現実問題としてハーベスタ収穫に頼らざるを得ない現状にある。このまま手をこまねいては、栽培農家の再生産意欲の減退により栽培面積が減少し、製糖会社はもとより、ハーベスタ収穫作業組織の廃業につながりかねないと懸念されるが、この現状を正しく把握し、関係機関が一体となり真剣に再生産可能な対策を講じる考えはないか。

2 未就学児の発達障害児への療育支援態勢について

- (1) 現在、日本国内では100人に1人が発達障害の可能性があると言われている現実社会の中で、特に未就学児に対しては療育を施す有効手段があると認識しているが、本町において、島の宝である子供たちの現状をどのように把握し、どのような支援態勢を講じているか。現在の支援体制は十分であるか。また、支援体制を強化する考えはあるか。

3 町長の二期目に向けた重点施策の方向性について

- (1) 二期目の町長就任に当たり、今後4年間、政策を進める中で、今後の最重要課題として重点的に進めたいと考えている、いわゆる目玉施策は何か。ちなみに、国の予算編成においては、イノベーションの促進などを重要な政策課題としてメリハリの効いた政策を基本的な考え方としているが、本町の次期予算編成においてのイノベーションはあるか伺いたい。

この3点をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えをします。まず、最初にサトウキビ再生産への将来性についてです。

現在、ハーベスタ収穫作業委託が7割、手刈り作業が3割となっており、年々ハーベスタ収穫作業委託が増加傾向にある中、現状、ハーベスタは13台で稼働しています。高齢化や兼業農家などハーベスタ収穫に頼らざるを得ない状況になっている中で、御指摘のとおり「サトウキビ生産農家の声」として、ハーベスタ作業内容などに対しまして厳しい御意見もいただいています。

ハーベスタによる収穫作業は天候に大きく左右され、ほ場状態などの配慮から計画的な作業が行えないこともあり、手刈りとあわせ平均で1日330トン程度の搬

入量しかなく、1日400トン程度の搬入を必要としている製糖会社としては工場を稼働させる上で効率が悪く、運営的にもかなり厳しいのが現状とお聞きしています。

このような中、集落座談会において事業説明を行うとともに、生産者の皆様のさまざまな御意見も頂戴しています。

サトウキビ産業の再生は急務であり町製糖業振興会では、栽培面積の維持・拡大に対しての阻害要因などを調査し、生産現場における最善の支援策をどう講じるか検討を重ねているところです。

農家の声を参考にしつつ、関係機関が一体となり生産農家へのより良い支援策とサトウキビ産業の振興を引き続き模索してまいります。

次に、未就学児の発達障害児への療育支援態勢についてです。

現在、発達障害を含む障害児に対する支援として、与論こども園内に「療育センターほのぼの」を設け、正職員3人、臨時職員2人を配置して療育支援を行っています。支援内容といたしましては、未就学児を対象とした日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練を行う「児童発達支援」と、就学児を対象とした放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」を行っています。本年9月末現在の利用児数は、児童発達支援が7人、放課後等デイサービスが16人となっており、各年齢で平均して2、3人が「療育センターほのぼの」を利用している状況にあります。

発達障害は、できるだけ早い時期に療育につなげることが大切だとされており、保護者等への発達障害に対する理解が促進されるに従い、「療育センターほのぼの」利用児は増加する傾向にあると考えています。

今後とも、子供たちの個々の特性にあったきめ細かな支援ができるよう、施設環境の充実、適切な人員配置や支援技術の向上等を図ってまいります。

次に、二期目に向けた重点施策の方向性について申し上げます。

これまでの4年間を振り返りますと、「町民の英知を結集、豊かで住みよいゆんぬ創生」をスローガンに掲げ、少子化対策、産業振興、街づくり等について提言を求め推進してまいりました。

結果として、町営の辻宮や瀬良座住宅の改修、また、先に議案として提出いたしました台風等の災害に強く安心して暮らせる住宅建設の減税、出産支援等町独自の施策も推進してまいりましたが、子育ての環境問題など十分とは言えず引き続き対策を検討してまいります。

さらに、島づくり、街づくりについては、度重なる有事に備え、浸水・冠水対策をはじめ、ハキビナ、前浜海岸の防潮対策や安心して操業に繰り出せる漁港の整備

等各種インフラの整備を進めながら、抜港対策としての港湾整備や空港エプロンの拡張、県道改良や無電柱化などの整備についても粘り強く要望を重ね、安心・安全な島づくりを目指してまいります。

次期予算編成においてのイノベーションについてであります。2年後に始まる第6次与論町総合振興計画を策定する中で、関連する担当課の一層の連携を図り、効果的な予算の活用・配分等について検討を進めてまいります。

今後国の目指す一層の情報化・少子高齢化社会に対処すべく、各種人材の育成と確保が最優先課題であり、そのための支援金、奨学金制度の創設や職員育成を目的として上級機関等への派遣研修を進めてまいります。

また、新庁舎の完成により分散していた庁内執務のスリム化に向け、ベンチャー企業や関連機関等への業務委託、さらにネットワークの構築面からもより幅広い専門知識を有する大学や企業等との連携についても考慮してまいります。

特に観光対策として、奄美・沖縄の世界自然遺産登録を見据え奄美群島の島々や隣県沖縄との一層の連携を図りつつ、U・Iターン者が定住につながる施策を考案、雇用創出につながる各種産業・企業興し（スタートアップ）支援策についても検討してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 大変丁寧な御回答ありがとうございます。想像以上の御回答でございました。それでは、若干再質問をしてみたいと思います。

まず、サトウキビ再生産の可能性について、今日は遠山議員、高田議員それぞれサトウキビの質問がございました。私は、農家、製糖工場、ハーベスタそれぞれの事情について理解をしているつもりであります。今回は農家側に立った、そしてちょっと視点を変えて質問をしてみたいと思います。

まず、甘味資源特別措置法というのがございます。第1条に、この法律は製造工場の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定及び国際競争力の強化に資することを目的とするとあります。これは私が読みますと、製糖工場やそれに関連する事業者は経営に関する必要な措置を講ずるから、農家の経営の安定向上に協力をしなさいと、私はこういうふうに解釈をしていますが、担当課長はどういうふうに見られていますか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） その趣旨につきましては、私たちもその考えで一応事業を進めているところです。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） これからすると、年内操業というのも20年、30年ぐらい前

にやってよかったのではないかと私は思います。そうすれば今のようないかなる状況には陥らなかったのではないかなと、私は思っていて大変残念に思っていますが、その甘味資源特別措置法の第4条に、生産振興地域の指定という項目がございます。指定地域内のサトウキビの生産が安定的に増大する見込みが確実であることが指定の条件と明記されています。これは、確実に生産を伸ばしなさいよと。そうしなければ工場やそれに関する需要者の援助はしませんよということであります。そして、指定の解除というのが第7条にございます。これは、第4条に4項ぐらいあるのですが、これを言うと長くなりますのでやめます。第4条に掲げる要件の全部または一部を欠くに至ったときは、生産振興地域の指定を解除しなければならないとあります。これは言い換えれば、だんだんだんだん生産量が下がってきたら指定をサトウキビをつくっていいよという指定を解除するよということだと私は理解しています。このまま栽培面積が減少していくと、製糖会社の衰退よりも先にサトウキビ栽培の地域指定を解除される事態に陥るのではないかと危惧をされていますが、この点についても、担当課長はどのように考えられておられますでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 今、このサトウキビの問題については、これは本町だけではなく、奄美群島サトウキビ価格対策協議会において、やはり昨年度の9月下旬の台風により、甚大な被害を受けて昨年度大幅な面積についてもそうですけれど、トン数についても45万2600トンという非常に厳しいトン数になりました。このことについては、今サトウキビ農家の声は集落座談会においてもいろいろなそういう指摘がございましたので、この議会を終わりました改めてまた糖業振興会とか地域の方々の御意見をもとに、これから先のサトウキビがどうするかということをもう少し原点に返って協議をしてみたいというふうに今考えているところで

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ありがとうございます。担当者の皆さん方が大変苦労されているということはよく重々承知しています。この問題というのは、やはりこのサトウキビというのは経済に与える波及効果というのが昔は3.9倍あるというふうに言われていますが、農家に対する国の支援とまた製糖工場に対する国の支援というのがありまして、それに付随するいろいろなそういう支援もまた国から受けています。そこで昔は3.9倍の波及効果があると言われておりました。今6億円であれば、大体4倍として4×6、単純計算すれば24億円の経済効果があるというふうに言ってもいいのではないかなと思います。若い人たちがサトウキビに関心を示さなくなって、だんだんだんだん減ってきている。今度はまた高齢化でサトウキビを

つくりたいが手刈りはなかなか無理だというそういう状況の中で、ハーベスタが普及してきたと思います。しかし、農家の中にはやはりサトウキビがいいという方もいらっしゃいますので、私は国がサトウキビをつくりなさいよと、お金あげるからねと言われている間は、やはり一生懸命サトウキビをつくってしかるべきではないかと。そしてまた適地適作という農業の基本の言葉がぴったり当てはまる作物がサトウキビであります。奄美大島、沖縄に適地適作はサトウキビであるというふうに私は思います。そういう観点から考えますと、やはりもっと真剣になってこのサトウキビ栽培の振興を考えていかなければいけないのではないかなと思います。私は、与論町糖業振興会が中心になって、いろいろなそういう機関をまとめてバラバラの機関ではなくてあっさり1つにまとめて、そして町長が会長ですので、やはり方向性を見出して、みんなで協力していくということではいいのではないかなと思います。先ほども質問がありましたが、郡市町村議会議員大会でハーベスタの利用料金の一部助成の嘆願もしました。それを1回出しただけではいけないので、やはり常時毎年それを力強く陳情していくということも行っていくべきではないかなと思います。これは、やはりサトウキビ振興については真剣に考えていくべきではと思います。このことについて副町長と町長に御意見をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 私の考えは、今の林議員と全く一緒でして、一生懸命与論町はサトウキビをつくっています。ところが、やはり一方では畜産のほうの推進をする中で、非常に繁殖力の強い餌になる草があって、その種がまた入ってくることが除草剤もかからないのですよ、実際やってみると。そういったのもやはり糖業振興会だけではなくて野菜振興会、畜産振興会それぞれの役職の方々とやはり一堂に会して、与論の一次産業を、生産物を上げるためにはどうしたらいいかというのを本当にみんなで話し合っていく必要があるなというふうに思っています。実際にサトウキビを50トンぐらいつくっていますが、農薬代が5、6万円ぐらいかかります。肥料代がほかに最近はそういったものもありますので、本当は環境的なことを考えたり、水質の問題を考えたりしていくと除草剤というのはあまり僕は使いたくはないわけなのですが、どうしても頼らざるを得ないというのもあって、今後この与論の島からサトウキビをなくさないように、特に奄美群島、徳之島も工場を1つにしようということも起きているようですので、どうかワーチャガユンヌ（わたしたちの与論）だけの島ではなくて、奄美南西諸島の大きな問題としてこれは取り組む必要があるなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今副町長が言われたとおり、全く同じ

なのですが、私は糖業振興会の会長という立場でもございます。ハーベスタ組合あるいは農家の方々そしてJAともいろいろと協議をしながら、本当にこのサトウキビ生産の振興をさせるためにはどうしていけばいいか、みんなの知恵をまた集めながら取り組んでまいりたいと思います。また皆様方も知恵を貸していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） ありがとうございます。与論の農業は、複合型農業を推進するべしということで40年前から行ってまいりました。サトウキビだけじゃ食っていけない、じゃあ園芸をしましょう、花きをしましょう、畜産を伸ばしましょうということで、その農家農家の経営体にあった作物の選び方をして、サトウキビが5反分であればじゃあインゲンをつくりましょう、あるいはハウスをつくって反収を上げましょう、あるいは私は牛が好きだから牛を入れましょうということで、これは危険分散型というのです。例えばサトウキビが、台風が来てサトウキビが倒されたときでもサトウキビの場合は20%か30%程度しか被害はありませんが、インゲンや花なんかの場合は、ハウスでつくっていたときには風が来たときはいっぺんに全滅になります。それ1品目だけつくっているとやはり1年間の収入がないという危険性から、危険分散型の複合経営を私どもは与論型農業というふうに今までずっとやってきておりましたので、その中で畑のあるいは土の保全に必要なのはサトウキビなのです。サトウキビがないとだんだん畑が痩せてきますので、やはり切り替えたりいろいろな兼作をしたりして、サトウキビを有効に活用したその与論型農業を発展させていくのが一番私はこの小さな耕地面積1,000平方しかない、この耕地面積の中でうまく農家が生き残っていく、そして町民が繁栄していく道ではないかなというふうに思いますので、ぜひこれはもう皆さん本腰を入れて検討してください。私どもも一緒に考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、未就学児の発達障害児への療育支援態勢について答弁をさせていただきます。適切な施設環境の充実、適切な人員配置や支援技術の向上を図ってまいりますということで書かれていますが、その前に保護者の方々の発達障害に対する理解が促進されてくると、子供たちはもっと多くなるのではないかなという予想をされています。私もそうだと思います。というのは、今、日本の全国の公立小中学校では、9万人以上いるというふうに言われています。100人に1人が発達障害児の可能性があるという現代の世の中においては、この未就学児の発達障害児を早く見つけて、早く療育していけば、小学校に上がるときには何ら変わらないそういう児童になって、一生を向かっていくというような大事な未就学児、特に1歳半から3歳までが、早く見つけて療育すれば必ず治るというふうに言われています。私はそ

ういうふうに聞いています。この発達障害というのは、その字を見て発達障害と聞けば相当な重症者のように思われるのですが、そうじゃないのですよね。皆様方はよくお分かりですので、今さら皆様方に言っても大変申しわけないと思いますが、こういうふうに書かれてございます。発達障害とは、生まれつきの脳機能の発達の偏りによる障害と言われています。得意不得意のでこぼことその人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が生じ、外見からは分かりにくく症状や困りごとは十人十色だと言われています。そのため発達障害の特性を自分勝手、わがまま、困った子などと捉えられ、怠けている、親の育て方が悪い、などと批判をされていることも少なくはありません。しかし、これを早いうちに発見をして療育をしていきますと、やはり人並みといいますか、人並みと言ったら何かおかしいのですが、団体生活もできるでしょうし、それまで自分一人で悩んでいる方々もテレビでよく見かけます。悩んで育ったという方もいます。実際私も小学校の通知表を見てみますと、落ち着きがないというのが1年から6年までずっと書かれておりました。恐らく私も発達障害じゃなかったかなと。この療育を受けていればもうちょっといい、まともな人間になっていたのではないかなと思います。やはりこれは私ども島の宝であるこの子供たち、これをやはり島立ちをするときに立派に送っていけるようなそういう教育の中の最初の取っ掛かり、最初の基本的なそういう問題ですので、やはりこれはまじめに考えていただいて、今まで皆さん方も一生懸命やっておられます。実際私も見て知っています。ただ、私が懸念するのは、恐らく隠れたそういう存在の未就学児等を早く発見してそしてそれを指導していく。そういう態勢を確立していかなければいけないのではないかなと。そのためには今の状態では私はますます多くなる、この対応というのはなかなか手が足りなくなるのではないかとということで、私はその保育士の増員、これを言いますと金はどこにあるかというふうに言われると思いますが、やはりこれは金の問題ではないと思います。私どもの島の宝を子供たちを育てていくためには、やはりそういう思い切ったそういう施策も考えていかなければいけないのではないかなと思います。副町長そのことについて。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 本当におっしゃるとおりで、そうだなというように思っています。この少子化の問題を含めて、やはり自分の子供がせっかく生まれたのに、まさか障害を持っているというのは、どの親も信じがたいこととございまして、やはり早期にそういったことを親自身が認識をして指導に当たるとというのが一番その病気を治す早期対策だというふうにも思いますが、ありがたいことに数カ月前に、大阪のほうで開業されているドクターが奄美のほうに2カ月に1回だったか

な、治療に来られています。その方が与論のほうにも足を延ばして相談を受けてもらえるようなお話をいただきましたので、そういったこちらから出向いてわざわざ治療を受けるというのは、高額な経済的な負担になりますので、そういった方々のありがたいお話も承りながら、いい方向でまた検討をしてまいりたいと。ぜひ島のほうにもそういった相談機関が設けられればと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） これは、やはり町長が標榜しています安心して暮らせるまちづくりの推進という観点から、やはり多大な財政支出が伴う問題であります、保護者が早く気付いてそれを指導を受けて納得をして療育を受けさせるような、そういう方向に持っていけるようなそういう支援、そしてその子供たちをこども園で療育をする支援体制、やはりこれは人員が必要であると思いますので、ぜひこれを真剣に考えていただいて、そして最近はこども園の統廃合がちらちら聞こえていますが、定かではありませんが恐らくそれも近い将来出てくるであろうと思います。そういうものも含めて抜本的な改革、対策というものを考えていただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。まず、先ほどからありますように、本当にこの発達障害というものがどういうものなのかということ、やはり親もこども園の先生方も我々も、それをしっかり把握する必要があるのではないかなというふうに思います。そして、それを把握した上で子供たちに適切な指導をすれば、その発達障害は解消されるんだというふうなこと、それをしっかりとお互いに共通理解をし合いながら、そういうふうな取り組みをしていく必要があると思いますし、またその今までは性格の悪い子供、変な子供だというふうに捉えていたのが、あるいはこれは病気だったんだというふうに捉えれば、それを治す手立てがまた出てくるのではないかなと思います。先ほどから言いましたように、その適切なそれを信頼してくださる先生も回ってきてくださるということですので、今後その発見とまた親への理解、我々担当者のまたお互いの相互理解も深めながら研修を進めて、1人でも多くの子供たちを幸せにできるようにしていければというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） ありがとうございます。私どもが前年、いつだったですかね6年前ぐらいだったですか、1回大島にこの問題で総務委員会で研修をしたことがございます。大山周子先生のこども園のところでいろいろお話をしましたが、最初は

それを立ち上げたときには、なかなか親御さんは納得されずに否定していたようです。しかし、それがずっと説得していくうちに早く治せば子供たちにも楽がある、親御さんも子供がそこで暴れているのに何が原因なのか分からないということで、子育てにも相当苦労された。それがその療育をすることによって、親も助かったし子供も助かった。私たちが6年前に行ったときには、30人ぐらいでしたかね。今でも年間100人ぐらいが相談に来られるそうです。そのぐらいに親御さんが納得して療育を受けるということは、やはり自分たちの子育てにも余裕が出るし、子供たちにも将来性が開けてくると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、2期目に向けて町長の重点施策の方向性についてお伺いをいたします。ユンヌに生まれ、ユンヌに住む喜びの実現に向けた政策、そして安心して暮らせるまちづくりの推進に直結する施策は何か。今までたくさんの施策がありました。町長のこのはがきにもいろいろ出していただいて一生懸命頑張るよというふうに言われていましたが、私は与論町の経済の活性化が最重点課題だと考えています。生活に困窮しては理想というものは何も意味をなさないと考えています。与論町民が等しく満足できる生活を営んで初めてユンヌに生まれ、ユンヌに住む喜びを感じると考えます。

通告をしていない質問で大変恐縮であります。以前一般質問で観光をリーディング産業と位置付け経済の振興を提案したのですが、当時はあまり漠然とした質問のようでしたので、なかなか反応が鈍くておもしろくなかったような記憶をしていますが、改めてお伺いします。観光産業を核として農業、水産業への直接的な波及効果が望める与論町スタイルのDMOを構築し、メリハリの効いた政策に取り組む考えはないか。議案審議の中で総務企画課長が取り組んではいるが、なかなか進まないことを言われておりましたので、ここでちょっとお伺いして力を入れていただきたいと町長にお願いしたいということで質問をしています。将来の与論町を支えていくことも議会の中においても観光産業への提言が多く、若い人たちの関心事でもありますこの観光産業の振興、それをDMOの構築ということで強力な推進をしていただけないかということで、すみません、副町長からお願いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） やはりおっしゃるとおり、生活ができないで一生懸命仕事をする人はいないわけですので、やはり儲かる農業、儲かる水産業、儲かる畜産業、そして儲かる観光増収でなければ、子供たちに自信を持って帰ってこいとは言えないわけですので、ぜひこれまでのそういった各種産業への支援策も補助金いろいろと出してきましたが、そういったのをやはり見直して本当に新たな支援策というのでも考えていく必要があるのではないかと考えています。この町長の御答弁の一番最

後のほうにも載ってございますが、雇用につながるような何か企業を興せるような方々たちにも積極的に支援をしながら、やはりこの島で安心して子育てができて暮らせるような島づくりを何とか施策してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） ありがとうございます。町長最後にひと言力強いお言葉を。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に私たちの若い頃、昔話になりますが与論出身というふうなことがなかなか言えなくて、都会に出たときに、どこ出身かと言えば、鹿児島県出身だというように言ったその悔しさが、私が与論に生まれてよかった、与論で育って良かったという島づくりをしたいということで申し上げていたところだったのですが、本当に皆さん方のおかげさまであるいは先輩方のおかげさまで、本当に与論がこれまでみんなから認められるような島になってきた。そして、我々も一緒になって与論出身だと言える島になってきた。これはひとえに林議員がおっしゃるように、まずは観光で引き上げてきたことだと思います。しかし、観光だけではなくて本当に農業も畜産も水産も、あるいは商工業も一緒になって、島の中で食べていけるようなそういう産業のあり方がやはり望ましいだろうなというふうに思いますし、それを今おっしゃったように、我々が町が補助するいろいろな予算面でももう 1 回見直しをして、去年よりは今年が多く、今年よりは来年が多く補助をもらいたいというのではなくて、本当に産業をどういうふうに進展させていけばいいのか、あるいはどういうふうなところに補助をあげれば、本当に人たちが気持ちよくやる気をもって進んでいくのかということを見直しながら、また頑張ってまいりたいなと思いますし、本当にもう一度言いますが、島に生まれてよかった、島に育って良かったと言えるようなそういう島づくりをしていければありがたいなと思います。交通の面も災害の面もみんなそれにつながっていくわけですので、そういうふうなことで、また皆さんの知恵を借りながら頑張っていければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） ありがとうございます。力強い御答弁ありがとうございます。これは余談ですが、今、サトウキビジュースというのがすごくもてはやされていると聞いています。そして私の親戚、兄弟一同はインゲンを送っても怒られる、昔はカボチャを送ったらもっと怒られた。今はザラメを送るともっと送れと言います。これはコーヒーに入れてもいいし、そして料理に使ってもいいし、これは健康的でものすごく甘さがまたまろやかですごく栄養があるということで、必ずサトウ

キビを送れと注文されています。やはりそういうのもひとつの特産品という形で、将来においても考えていってもいいのではないかなというふうに思います。ありがとうございました。

最後に、冒頭に申しましたように、外海離島に住む与論島民の私たちの前に横たわるさまざまな困難に対し、課題等に対し、全力投球で取り組んでいただくことを御期待申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 9番、林隆壽君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月9日本会議であります。日程の都合により特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時44分

令和元年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

令和元年 10 月 9 日

令和元年第 3 回与論町議会定例会会議録
令和元年 10 月 9 日（水曜日）午後 3 時 25 分開議

1 議事日程（第 3 号）

開議の宣告

- 第 1 議案第 30 号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 2 議案第 52 号 与論町庁舎建設事業変更契約の締結について
- 第 3 認定第 1 号 平成 30 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 2 号 平成 30 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 3 号 平成 30 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 4 号 平成 30 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 5 号 平成 30 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 6 号 平成 30 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 7 号 平成 30 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第 10 陳情第 11 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 11 発議第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について（高田豊繁議員ほか 2 人提出）
- 第 12 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）
- 第 13 特別委員会設置及び委員の選任について
- 第 14 議員派遣の件
- 第 15 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、共同墓地調査検討特別委員会

2 出席議員（9 人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 遠 山 勝 也 君 | 3 番 川 村 武 俊 君 |
| 4 番 林 敏 治 君 | 5 番 高 田 豊 繁 君 |

6 番 町 俊 策 君	7 番 大 田 英 勝 君
8 番 野 口 靖 夫 君	9 番 林 隆 壽 君
10 番 福 地 元一郎 君	

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

2 番 沖 野 一 雄 君

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与志一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	那間こども園長 田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開議 午後３時２５分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 議案第３０号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第１、議案第３０号「与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

５番。

○５番（高田豊繁君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「議案第３０号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例」について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、９月３０日午後２時４５分から全委員出席のもと防災センター１階で開催し、税務課長及び税務課職員の参与のもとに、主旨説明を求めた上で審査いたしました。

本件の税に関する減額期限については、「地方税法附則第１５条の６」による新築住宅に対する固定資産税の減額の期限が、令和２年３月３１日までとなっており、今後法の更なる延長か廃止となるのか不透明ではあるが、今後も台風の大型化が予想されることもあり、本町における災害対策強化型住宅建設推進を図るためには、非木造住宅の建設促進を図る必要があるという観点から、当面の間、減額の期限は特に設定しないこととしたいという説明があり、当委員会はこれを全会一致で了解し、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案第３０号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第2 議案第52号 与論町庁舎建設事業変更契約の締結について

○議長（福地元一郎君） 日程第2、議案第52号「与論町庁舎建設事業変更契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第52号、与論町庁舎建設事業変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論町庁舎建設事業については、台風の影響により資材調達に遅れが生じたため、工期を16日間延長し令和元年12月16日までとし、竹山建設グループ、竹山建設株式会社、代表取締役竹山博昭と与論町庁舎建設事業変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５２号、与論町庁舎建設事業変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、与論町庁舎建設事業変更契約の締結については、可決されました。

—————○—————

日程第３ 認定第１号 平成３０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第４ 認定第２号 平成３０年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第５ 認定第３号 平成３０年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第６ 認定第４号 平成３０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第７ 認定第５号 平成３０年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第８ 認定第６号 平成３０年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第９ 認定第７号 平成３０年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第３、認定第１号「平成３０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第９、認定第７号「平成３０年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの７件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

これから、認定第１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第１号、平成３０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員会の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成30年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、平成30年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成30年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員会の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成30年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成30年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

5番

○5番（高田豊繁君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いいたします。

意見1 町税の徴収については、行政一体となって一層の徴収率向上に努めるとともに、不納欠損処分にあたっては、公平性や調査方法等に万全を期し、法的に適正な事務処理を行うこと。

2 歳入においては、収入が確定した時点で補正措置により歳出の事業費の財源調整を行い、予算の有効活用を図るとともに、歳出においても不要と判断した時点で補正等により他の事業費の財源に充当するなど、行政サービスの向上に配慮した予算執行に努めること。

3 沖縄県北部地域連携型推進事業については、沖縄県北部市町村と共同で関東、関西、中部、九州地区等において誘客イベントを開催するなど効果的な取り組みに努めること。

4 老朽化している既存の民宿等のリニューアル助成事業についてもニーズを把握して、国や県に要請し推進すること。

5 民泊が新たな宿泊客の受皿となっているが、サービス過剰にならないよう経営の安定化を図るための指導に努めること。

6 茶花漁港の北側防波堤の一部未整備箇所については、漁業者や漁協、地区関係者と協議して、自然環境に配慮した整備に努めること。

7 供利港岸壁での長期車両駐車解消を図るため、待合所駐車場の利用周知徹底や乗下船利用者の利便性向上のための対策を検討すること。

- 8 特産品開発については、漁協、農協、観光協会、商工会等が連携して取り組めるよう行政がリーダーシップをとり、ふるさと納税の返礼品としても活用できるよう積極的に推進すること。
- 9 特殊病害虫対策については、危機管理を怠らず引き続き調査等を行い、万が一発生した場合は、早期に町民への周知・対策に努めること。
- 10 海岸の廃船や牛の飼料用廃ビニール、廃材等など現焼却施設で処理できない廃棄物の処理対策について、将来にわたって町民にとって最善の方策が講じられるよう努めること。
- 11 野犬の増頭により人への危害が危惧されることから、早急に県と協力して野犬対策に努めること。
- 12 水道料金の徴収については、受益者負担の公平性を図る観点からより一層徴収率向上に努めるとともに、給水停止措置も慎重に対応しながら滞納金の軽減に努めること。
- 13 台風等の災害による被害調査を適正・迅速に行うことが、早期の災害復旧につながることから、全職員で被災判定基準等の共通理解を図るための研修会等を実施して災害発生に備えること。
- 14 空港ターミナルや港待合所に、W i - F i 設備を整備して来島者へのサービス向上に努めること。
- 15 医療費軽減を図るために、検診の受診率向上と健康寿命の延伸に向けた取り組みに努めること。
- 16 ふるさと留学生制度については、全国各地区の与論会にも積極的にP Rを行い、募集活動の拡充に努めること。
- 17 学校給食の食材については、地場産の農水産物を積極的に活用するとともに、身体に悪影響がない安心安全な食材を提供できるよう努めること。
- 18 A L T（外国語指導助手）や英会話に堪能な島内在住者と話す機会を多く設けるとともに、ちびっこ探検学校で来島する米国の子供たちとの交流を図るなど、児童・生徒の語学力向上に努めること。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

—————○—————

日程第 10 陳情第 11 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第 10、陳情第 11 号「新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長報告を求めます。

5 番。

○5 番（高田豊繁君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第 11 号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について」、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9 月 30 日午後 3 時から防災センター 1 階で全委員出席のもと、審査しました。

本陳情については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が、令和 3 年 3 月末をもって失効することとなることから、今後も過疎地域の多面的・公益的機能を将来にわたって維持していくためには、過疎地域に対する積極的な支援と充実強化施策が必要であることから、「新たな過疎対策法」の制定が必要であり、その旨を国に対し意見書を提出することとして、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第 11 号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 11 号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（福地元一郎君） 日程第11、発議第2号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） 発議第2号、令和元年10月9日、与論町議会議長、福地元一郎殿。提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、賛成者、与論町議会議員、大田英勝。

「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」。上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業振興、生活環境の整備など一定の成果を上げてまいりましたが、現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを令和3年3月末に控え、過疎地域の現状は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しい中、解決すべき多くの課題が残されています。

持続可能な社会の実現に向け、地域内の資源や人材を活用した「個性を生かした内発的发展」と過疎地域の条件不利性を克服するための「格差是正」を推進する施策は、今後さらに求められることから新たな過疎対策法の制定が必要です。

このため、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第２号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）

○議長（福地元一郎君） 日程第１２、所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員長報告を求めます。

５番。

○５番（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、不登校やひきこもりの相談支援による教育福祉の増進、ＩＣＴ活用による行政事務の効率化、墓地の管理運営、子育て支援等に関する調査を行い、町政の発展を図る必要があるとの決議のもと、令和元年７月３日から４日までの２日間、沖縄県の南風原町、那覇市、豊見城市、国頭村の４市町村において調査を行いました。また、八重瀬町バイオガスプラント及び辺戸岬観光拠点施設の視察も行いましたのであわせて御報告いたします。

初めに、南風原町の沖縄県立総合精神保健福祉センター内にある「沖縄県ひきこもり専門支援センター」の取り組みについて申し上げます。

当機関は、ひきこもり状態にある本人の及び家族等を支援するとともに、関係機

関と連携することにより自立を促進し、本人及び家族の福祉の増進を図るため、平成28年4月に開所しています。主な相談業務は、電話相談や来所相談、文書相談、同行支援、家庭訪問などを行い、平成30年度の相談延べ件数は2,018件で年々増加しているとのこと。また、事案によっては関連する専門の外部機関との連携や紹介も行いつつ、多くの課題解決に応じており、県外からの相談も受けているとのこと。相談業務以外の取り組みとしては、市町村、高校、NPO法人、保健所等との「ひきこもり支援機関事例検討会」の開催や、各地域におけるひきこもりに関する関係機関連携による「ひきこもり支援地域連絡協議会」での各種講話・事例研究を行う傍ら、当分野で高名な東京学芸大教育心理学准教授の福井理江氏の講話・指導、「ひきこもり家族教室」や「ひきこもり家族向け講演会」、「ひきこもりデイケア」等の事業行い、本問題に対する社会の理解と支援拡大に努めているとのことでありました。意見交換の中で、相談指導班の臨床心理士等関係スタッフから、本町での不登校の事例等についての対処方法等の御指導もいただくことができましたが、内閣府のデータでは、15歳から39歳のひきこもりの子供や若者が全国で54万人にのぼると推計されており、今後ひきこもりに対する周囲の正しい知識の習得や社会全体による支援の輪を広げていくことが大切であるということでありました。

次に、八重瀬町バイオガスプラントの視察について申し上げます。

当施設は、環境省の地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業「八重瀬町バイオガスプラント」として、地域資源の有効活用による自立・分散型エネルギー供給と環境負荷の少ない地域づくりを推進するというコンセプトのもとに事業設置されています。沖縄県内の各大型食品事業所から持ち込まれる食物残渣類と乳用牛ふん尿を含水比率60%へ圧縮調整し、固液分離された液体分はメタン発酵槽でメタンガスを発生させ、ガスタンクで貯留気圧調整した後、ガスタービン発電機を経て毎時25キロワットを発電し、自家用電力としての利用や余剰電力は沖縄電力へ売電しており、今後の計画としては毎時100キロワットの発電量を確立するとのこと。また、メタン発酵槽から排出されるメタン発生後のし尿は、滅菌処理し液肥タンクに貯蔵された後、各農家からの要請によってバキューム車、散布機で飼料畑やサトウキビ畑等へ無料で還元され、減化学肥料による環境保全型農業化が推進されているとのことでありました。

また、固液分離された固体分は別途八重瀬町堆肥センターへ搬出し、肉用牛堆肥の水分調整用資材として使用し、堆肥を有効発酵含水比率65%で調整し敷均しした後、レール型攪拌機で攪拌熟成し、約3カ月で良質な堆肥が生産されているとのこと。今後、本町においても清掃センターで生ごみ焼却による負荷軽減と堆肥

センターでの良質堆肥生産の面からも、脱水機、攪拌機、固液分離による液肥活用等多くの参考にできる箇所があるかと思われます。

昼食は、県内でも有名な「道の駅いとまん」を訪れ、特産品開発やインバウンド客へのサービス提供の実態を見学しましたが、県内外からたくさんの海産食材や特産物が扱われ、施設内は多くのインバウンド客等で賑わっており、まさに道の駅・海の駅のモデル的な活況でありました。

次に、那覇市首里の「沖縄県子ども若者みらい相談プラザ s o r a e（ソラエ）」の取り組みについて申し上げます。

同機関は、沖縄県総合福祉センター内に設置され、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者を社会的自立等に向けて、本人の気持ちを支えながら歩み出せるようにサポートする機関であります。臨床心理士や相談員、カウンセラーが配置され、個々の課題の解決達成に向けた段階的な伴走支援や、当事者と関係機関を丁寧につなぎ、地域内連携の充実や地域支援の補完的機能と沖縄県への施策提案基礎資料作成が主な業務であるとのこと。

平成30年度の受理実数は860件で、ひきこもりが40件、不登校が344件、ニートが107件で、年度内延べ相談件数は5,588件、相談方法は、電話、面談、メール、訪問面談等です。相談内訳としては5～6割は不登校、ニート、ひきこもり等で中・高生が多いとのことであり、社会的自立を中心として、メンタル・発達・家族機能不全・経済困窮など複合した困難を抱えていることから、いろいろな視点からの支援、専門機関との連携が重要であるとのこと。同機関は内閣府令によって各自治体の努力設置として位置付けられ、鹿児島県にも同様の機関があるとのことであり、本町での今後の課題としては、関係する各種講座や講習会・講演会等に学校・教育関係者や福祉関係者、保護者等が積極的に参加して、子供・若者への共通理解と地域での有効な解決を図るためのスキルアップの醸成が必要ではないかと思われます。

次に、那覇市民共同墓（合葬式墓地）について申し上げます。

那覇市民共同墓は、那覇市繁多川の識名霊園内にあり、那覇市環境部環境保全課が管理運営しています。

当施設は、敷地面積3,418平方メートル、共同墓地・納骨堂建物面積623平方メートル、管理事務所等177平方メートルで、管理人は葬儀関連会社やシルバー人材センター派遣労務者に委託して運営しています。建設総事業費は4億1600万円で国の一括交付金を活用し、収納墓の内容としては合葬用納骨室4,424壇、合葬室2万体が収容可能で、利用費用は一体用納骨壇で12年間保管した後合葬墓に収納するとした場合8万2000円で、32年間保管した後合葬簿に収納

するとした場合１６万９０００円を前納するということです。また、施設内に２室の有料参拝室（１時間当たり５００円）があり、宗教は自由で、使用する祭具・供花・お供物等持ち込み使用は自由で、屋外には無料の参拝所が設けてありますが、供花・お供物類は参拝後撤収することになっているとのことです。

当施設は、「お墓がない。お墓を継ぐ人がいない。お墓のことで家族に負担をかけたくない。」という方が安心して利用でき、那覇市が一定の使用料金や規定の下に遺骨を永年管理する新しい形態の墓地システムであるということです。近年の社会構造の変化に伴い、本町においても住民と連携して今後調査検討していく必要があるのではないかと思います。

次に、豊見城市議会のＩＣＴ導入による議会・行政事務等の改善策について申し上げます。

豊見城市議会では、タブレットを議員個人に貸与し、議案書、請願・陳情書、一般質問通告要旨等について電子データ化し、議案書関係書類作成に係る印刷コストや人件費のコストダウンが図られているとのことです。

タブレットの導入費用（議員２２台、事務局５台）等については、５年契約で初期費用が３３万３２８８円、研修会費用が６９万１２００円、通信費が７４２万２８４０円、５年間の経費合計が８４４万７３２８円とのことであり、１年間では１６８万９４６５円です。導入数は２７台、通信回線は２７回線（ＮＴＴドコモと契約）、システムはファイル管理システム一体型を使用し、議案等の修正も短時間でできることから、職員の労務コストカットが期待でき、本町においても検討会を立ち上げ新庁舎完成とあわせてＩＣＴ導入を推進する必要があるのではないかと思います。また、Ｗｉ－Ｆｉ環境の構築によって一層の通信コストの軽減化が図られるのではないかと思います。

次に、国頭村のふるさと納税の取り組みについて申し上げます。

国頭村のふるさと納税は、平成３０年度寄附件数は６，２０８件、寄附金額は１億１１１７万４０００円で、支出内訳は返礼品を含めた代行事務委託料が５７７９万８０００円で、寄附は、窓口、ＦＡＸ、郵便振替、銀行振込、クレジット等で受付、ポータルサイトはふるさとチョイス（７０％）、楽天（１３％）、ふるナビ（１１％）、その他ＡＮＡ、ふるさとプレミアム等５サイトを利用し、今後ＫＤＤＩも予定しているとのことです。役務費は１０１万９９５１円でＹａｈｏｏ公金、ＪＣＢ、ＪＣＢおきぎん、ＪＣＢりゅうぎんを利用しているとのことです。特産お礼品は、マンゴー、タンカン、スイカ、くんじゃん豚（猪豚）等がニーズとして高く、その他ヤンバルクイナグッズ、民泊セット、山原エコツーリズム等が準備されているとのことです。

また、ふるさと納税の平成30年度の主要用途は、教育に3000万円、福祉に600万円、文化に700万円、行政一般に900万円程度で、寄附件数や寄附額増嵩のため、村・広告会社が創意工夫し年次増加しているとのことでありました。

本町も近年クレジットやポータルサイト利用によって年次寄附金額が増加の一途にあり、今後も継続して代理店やお礼品メニューを工夫していくことが必要であると思われます。

次に、国頭村のリーガルウェディングの取り組みについて申し上げます。

沖縄県が推進する沖縄リゾートウェディングとして、国頭村は平成22年12月から県内でいち早く取り組み、平成31年3月まで香港客を中心に341件の実績があるとのことです。香港では、婚姻登記所で宣誓式を行い婚姻の登記をすることが義務付けられており、法的な（リーガル）手続きをとれば、海外挙式によって宣誓式を代替することも可能となっていることから、沖縄でもリーガルウェディングを行うカップルが増えているとのことです。特に香港客は、海外で結婚した法的な証として日本でその証明となる自治体で交付される「婚姻届受理証明書」を重宝しており、新郎新婦だけでなく参列者も消費活動を行うため地元への経済効果が高く、沖縄県においては推計100億円の経済効果をもたらしているとのことです。近年増加しているインバウンド客の要望や期待も多く、幸福産業型観光地づくりの上からも重要な視点・政策ではないかと思われることから、本町でも民間（ブライダル企業）と連携して推進すべきではないかと思われます。

次に、国頭村に新築整備された「幼保連携型くにがみこども園」の運営及び子育て支援センター「ゆっくいな」の取り組みについて申し上げます。

くにがみこども園は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）の特別枠を導入して整備され、総面積1万4614平方メートルの敷地に2,081平方メートルの園舎、1,842平方メートルの園庭で平成31年1月7日に開園しています。0歳から5歳児が対象で総定員は194人、就労スタッフは59人で、養育コンセプトとしては、「子どもの主体性を生かした（自然文化交流・感動体験・ことば等）活動を通して、非認知能力の育成に努め、対話と共同の中で互いに尊重し合う人間関係の基礎づくりを行うこと」となっており、国頭村森林組合による琉球マツ等による積み木・木ボール等の木工玩具類を取り入れた木育にも力を入れているとのことでありました。

子育て支援センター「ゆっくいな」は、主に0歳児から就学前の子供と保護者が利用し、ベビーマッサージ、わらべうた、自主交流、シャボン玉遊びなど無料で利用できるとのことです。センターの利用は、月曜日から金曜日までで、スタッフは4人で平成30年度の親子の利用者数は延べ2,248人であるとのことでありま

した。

近年の急激な社会環境変化の中で、子供たちの心の変化傾向もある中、都市部では得られない自然環境資源との共生が子供たちの豊かな心を醸成することはとても重要なことではないかと思われ、今後本町でも、新園舎整備に当たっては十分な用地を確保し、親水遊びや自然とのふれあいの場が確保されること等参考にすべきではないかと思われました。

次に、辺戸岬観光拠点施設「辺戸岬観光案内所HEAD LINE」の視察について申し上げます。

当施設は、国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村の交通の要衝として位置付けられている辺戸岬に、広域情報を発信する案内所、展望・飲食機能を備えた休憩所として沖縄県北部連携促進特別振興事業を導入し総事業費4億3420万円で建築された地上2階、屋上（展望スペース）を備えた施設です。晴れた日には与論島が明瞭に見え、1階の案内所には、沖縄復帰や洋上復帰運動等、先人たちの苦労の記録写真類が展示され、当時の苦しい時代が彷彿されます。2階にはレストランや展望テラスが整備されており、同施設は（株）南都が受託運営していますが、今後与論町との双方向性の連携強化を図るための協議・工夫を重ねたいとの提案がありました。

視察後には「道の駅ゆいゆい国頭」で国頭村長や国頭村議会との交流会に参加いたしました。今後なお一層両町の交流拡大の輪が広がるよう希望要請がありました。

以上で、総務厚生文教常任委員会所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで所管事務調査についての報告を終わります。

-----○-----

日程第13 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第13、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。共同墓地の調査については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林敏治君、高田豊繁君、大田英勝君、林隆壽君の7人の委員で構成する共同墓地調査検討特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、共同墓地の調査については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊

君、林敏治君、高田豊繁君、大田英勝君、林隆壽君の7人の委員で構成する共同墓地調査検討特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時17分

再開 午後4時17分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に林隆壽君、副委員長に高田豊繁君、以上のとおりですので報告を終わります。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第15、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会、共同墓地調査検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに

決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 川村 武俊

与論町議会議員 野口 靖夫